

## 第10回

# 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

## 第10回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年11月2日（水）14:00～16:42

場 所：東雲合同庁舎5階 会議室

1. 開 会

2. 中間取りまとめ（案）について

3. その他

4. 閉 会

○森光座長 定刻となりましたので、第10回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本検討会は、公開で行います。

本日は、岩岡委員から御欠席の報告をいただいておりますので、私を含めまして16名の出席となります。

それでは、ここで報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますようお願い申し上げます。カメラの方も、申しわけありませんが、ここで御退席または傍聴席のほうへお移りください。

それでは、事務局より配付資料の確認をお願いします。

○赤崎食品表示企画課長 お手元の資料の紹介をいたします。消費者庁食品表示企画課の赤崎といいます。

お手元にお配りしております配付資料一覧とあわせて御確認願います。

まず、議事次第、座席表、資料1-1「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ（案）」、資料1-2「参考資料」、資料2「加工食品の原料原産地表示に対する要望」。今回も各団体等から要望・意見が寄せられております。

また、本日欠席しております岩岡委員より意見書が提出されておりますので、机上に配付させていただいております。なお、岩岡委員からの意見書につきましては、ページの記載にずれが生じております。これにつきましては、後日修正をいたします。

委員のお手元には、このほかに、第9回までの検討会資料一式、これまで提出された要望書等のつづりを机上配付資料としてお配りしております。

以上が本日の資料でございます。過不足や落丁等がございましたら、後で事務局に御連絡を願います。

○森光座長 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

前回、事務局から今後の原料原産地表示制度の案として具体的な表示方法案等をお示しし、御議論いただきました。前回の議論、そして、これまでの意見を踏まえまして、中間取りまとめ（案）を作成しました。本検討会の開催要領では、秋をめどに中間取りまとめを行うとされておりますので、本日はこの中間取りまとめ（案）をもとに、具体的方向性について取りまとめを行いたいと考えております。

前回までの議論では、消費者の求める情報として、国別表示が原則であること、そして、全ての加工食品を表示対象として、国別表示を原則とした上で義務づけを行おうとした場合に、事業者の実行可能性を踏まえると表示困難な場合があるので、一定条件のもとで事業者の皆様が実行可能な表示方法をとることを認めること。そして同時に、消費者の誤認を防ぐ方策についても講じていくということについて、いろいろ御意見をいただきました。

委員の皆様には、本日の中間取りまとめ（案）をもとに、消費者の選択に資する情報が充実するかどうか、実行可能か否か、認める場合の条件や誤認を防ぐ方策は適切かといっ

た観点から、御議論をさらに進めていただきたいと思います。検討会としては、この方向性に結びつけるようお願い申し上げます。

これまで本検討会は、皆様のさまざまな御意見をいただき、議論を重ねてきました。前回も申しましたが、委員の皆様全員から100点満点をいただけるという議論も進めておりましたが、なかなかそういう形に持っていけるかどうかというところは大変苦しいところではございます。しかしながら、それぞれの委員の皆様から発言がございましたように、最終的には本検討会として合意形成を図るためには、皆様それぞれの立場で歩み寄っていただき、議論を前に進め、それによって消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保。そういった形へつながる取りまとめを行うことが必要と考えております。そのような観点から、本日もぜひ建設的な御議論をお願いし、取りまとめができるよう、よろしくようお願い申し上げます。

では、事務局から資料について説明をお願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 消費者庁食品表示企画課の船田でございます。私のほうから、資料1-1「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ（案）」について御説明いたします。

ただいま座長のほうから御説明がありましたとおり、前回、事務局から今後の原料原産地表示制度の案としまして具体的な表示方法案等をお示ししておりますけれども、今回、前回の議論、そして、これまでの御意見等を踏まえまして、座長の御指示のもとに、中間とりまとめ（案）を作成いたしましたので、ここに御説明させていただきます。

1 ページ目の目次をごらんください。取りまとめ（案）の構成ですけれども、大きく分けますと「1 はじめに」で、検討の発端について。「2 加工食品の原料原産地表示制度について」で、これまでの経緯を書いています。「3 今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方」のところで、新たな制度の考え方を。「4 今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法」のところで、今回検討してきた表示の方法について提案しております。そして最後に「5 おわりに」という構成になっております。

2 ページ目をごらんください。「1 はじめに」についてですけれども、今回の検討会開催の発端となっている経緯について記述しております。

19行目以下のところに書いてありますけれども、加工食品の原料原産地表示については「消費者基本計画」「食料・農業・農村基本計画」において検討するとされていたところですが、昨年の11月に閣議決定されました「総合的なTPP関連政策大綱」におきまして、食の安全・安心に関する施策としまして「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とこととされたということを契機としています。本年1月から検討会を開催してきているところですが、さらに6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」におきまして「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」といったことを記述しております。

3 ページ以降ですけれども、検討に当たって、消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実することが望ましいという観点を基本とし、実際に原料原産地表示を付した食品の生産・流通を担う食品事業者にとり実行可能な方策について検討し、さらに食品ロス等の環境負荷を招かないよう、現場で混乱を生じさせることなく制度が運営されることが必要な旨を記述しております。

15行目のところですけれども、本報告書は、今後の原料原産地表示制度のあり方が消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながるとともに、事業者の実行可能性に配慮したものとなるよう、検討会における検討結果を取りまとめたものであると位置づけております。

3 ページの下段から5 ページにかけては、それぞれ閣議決定の抜粋を参考としてつけております。これは説明を省きます。

6 ページのほうに移っていただいて「2 加工食品の原料原産地表示制度について」でございます。現在の制度とこれまでの品目の拡大の推移と申しますか、そういった経過について簡単に記述しております。

なお、16行目のところで、本検討会の中で紹介しております「加工食品の自主的表示等の状況調査」におきまして、1店舗内の商品ベースで見た場合に、義務表示対象の商品の全体に占める割合は約11%になっており、また、自主的に何らかの産地情報を表示している商品も、全体の約16%にとどまっているということを記述させていただいております。

本検討会では、このような従来の方法に従った原料原産地表示制度の拡大の検討には限界があることに鑑みまして、全ての加工食品を対象とする表示方法として、現行の国別重量順の表示制度を基本としつつも、それが困難な場合としてどのような表示方法であれば対応可能であるのかを模索してきたという旨を記述しております。

8 ページをごらんください。「3 今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方」でございます。

「食品表示法」の制度目的に照らして、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではないこと。

また、消費者の関心の高まりを受け、消費者基本計画では「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する充実と信頼を確保することを受けて、次の観点から検討を進めてきたところとしています。

1つ目の観点でございますけれども「(1) 表示の必要性」です。

本検討会の中で消費者調査をしております。その結果を見ますと、加工食品を購入する際、原料原産地名を参考にしている消費者は約77%に上ることから、原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報とされている現状にあること。

このため、表示に当たっては、事業者の実行可能性を考慮しつつも、他の表示項目と同様に、わかりやすさが求められ、全ての加工食品に共通する表示制度として、そのような視点も踏まえ検討した旨を記述しております。

一方で、インターネット等を通じた加工食品に対する企業の情報提供の充実に向けた努力は、加工食品に対する消費者の信頼を確保する上で重要である旨も記述してございます。

10ページをごらんください。「(2) 商品選択時の有用性」でございます。

8行目のところで、消費者調査では、産地情報を入手する手段については「食品に表示されている表示を確認」が約93%と最も多く、次いで「ホームページを見る」という消費者が約18%となっております。

これらのことから、原料原産地に関する情報提供の方法としては、消費者が商品選択時に役立つかどうかという視点も踏まえ検討したものであることを記述してございます。

11ページのほうに移ります。「(3) 実行可能性の確保」になります。

事業者の実行可能性につきましては、頻繁な原材料の変更に伴う包材の切りかえ、煩雑な作業の発生等、事業者の負担、つまりコストということになるかと思えますけれども、それについて考える必要があること。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等、これは食品ロスということになるかと思えますが、それも考慮する必要があること。

このため、原料原産地表示の義務づけに当たっては、義務づけの基準が客観的となるように、かつ事業者の実行可能性に配慮し検討したものであることを記述してございます。

「(4) 誤認防止への対応」になります。

食品表示による情報なのですけれども、限られたスペースに多くの情報が表示されることから、それらの情報を消費者が正しく読み取れるかが重要となってきます。このため、わかりやすい表示に加え、消費者の誤認防止のための措置を考慮することが必要である。

ただし、どのような表示方法であっても、消費者の誤認を全て防ぐことは難しいため、誤認防止の対応には、消費者啓発が必要となってくるという視点も踏まえたものであることをここに記述してございます。

「(5) 国際貿易規格との整合性」でございます。

コーデックス規格では、原料原産地表示に関する規定はございません。現在に至るまで、我が国の原料原産地表示制度の導入及びその拡大について、国際的な問題となった事例はございませんということを書いてございます。

あと、韓国では、原則全ての加工食品に原料原産地表示が義務づけられているほか、国産原材料の使用割合表示を義務づけているオーストラリアとか、さまざまな形で原料原産地に関する表示を制度化している国・地域が見られる状況となっており、このような諸外国の情勢も踏まえまして検討したものであることということを記載してございます。

12ページに移ります。「4 今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法」のところでございます。前回、第9回の検討会でお示ししている内容を基本的にこの報告書の中に報告という形で記述しているものになります。

「(1) 義務表示の対象」でございます。義務表示の対象となる加工食品及び原材料について、全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすることとしている旨を記述してございます。

「ア 義務表示の対象となる加工食品」。これは国内で製造し、または加工した全ての加工食品を義務表示の対象とすることが適当であると書いてございます。

「イ 義務表示の対象となる原材料（対象原材料）」で、消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましいが、事業者の実行可能性も勘案し、製品に占める重要割合の上位1位の原材料を義務表示の対象とすることが適当であると書いてございます。

あと「冠表示」ですけれども、食品表示法の定義というものはございません。また、新たに定義づけすることも困難ということで、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当という形で記述してございます。

13ページに移ります。「(2) 義務表示の方法」でございます。「国別重量順表示」を原則とすること。ただし「国別重量順表示」が難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、例外の表示を認める旨を記述してございます。

表示方法については、基本的には既に定着しているといいますか、現行やられている「国別重量順表示」の方向によることが適当であると書いてございます。

あと、具体的には、対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示することを原則とする。あと、原産国が3カ国以上ある場合は、現行ルールと同様に、3カ国目以降を「その他」と表示することができるということが適当という形で書いてございます。

14ページに移ります「(3) 義務表示の例外」。

「例外」と書いてございますけれども、対象原材料の産地については「国別重量順表示」を原則としつつ、当該商品での「国別重量順表示」が難しい場合とか、対象原材料が中間加工原材料である場合にも、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とすべきということが書いてございます。あと、消費者の誤認が生じないような適切な措置をとることが必要であるということを書かさせていただいております。

12行目、具体的には、一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「可能性表示」「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料についての表示は「製造地表示」を認めることとし、消費者の選択に資する情報を含む表示を行うことを義務づけることにより、情報提供の範囲をできるだけ拡大することが適当であるということを書かさせていただいております。

18行目のところになりますけれども「ア 可能性表示（「又は」表示）」です。以下「可能性表示」「大括り表示」で、中間加工原材料の「製造地表示」について御説明しますが、これは前回第9回の資料で御説明している内容とほとんど同じでございますので、簡単に御説明していこうと考えております。

「可能性表示」でございますけれども「『国別重量順表示』を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示（以下『可能性表示』という。）を行うことができる」と記述してございます。

（表示方法）は、前回御説明した内容と同じで、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法ということになります。

15ページで（認める条件）のところをちょっと見ていただきますと「可能性表示」は、あくまで例外の一つということで位置づけております。基本的には「国別重量順表示」を行おうとした場合に、産地切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じ、国別重量順の表示が困難であると見込まれる場合に限り認めましょうというものであります。

30行目、（誤認防止）というものが必要となります。消費者の誤認が生じないように、容器包装に注意書きする。こういったことが「可能性表示」とする場合の条件ということで、注意書きを付記させることとすることが適当であるという形で書いてございます。

15ページの下から16ページにかけてなのですが、それでも「可能性表示」の必要性という形で書かさせていただいております。「可能性表示」は、商品に使用されている可能性がある原産国の原材料について、使用実績または使用計画等の明確な根拠に基づき産地を列挙する方法であることから、使用可能性のない国名が表示されることはない。あと、表示された国名以外の原産国の原材料が使われることもないということを書いてございます。あと、一定の期間を通じて、使用割合が高いと見込まれる原則国名が上位に表示され、「又は」でつなぐのですが、一応、実績に基づいて、重量順という考え方を取り入れております。逆に、使用割合が少ないと見込まれる場合には、原産国は下位のほうに書くという形のルールです。消費者の食品選択に当たり、有意な情報と考えられると記述しています。

続きまして10行目「イ 大括り表示（『輸入』表示）」になりますけれども「国別重量順表示」を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には「大括り表示」を行うことができるということを書いてございます。

16行目、（表示方法）は、まさに3以上の外国の産地表示を「輸入」という形でくくって表示する方法という形になります。

この場合なのですが、輸入品と国産を混合して使用する場合には、どちらか重いものを順番に書いていただく形になります。

あと、17ページの（認める条件）でございまして、これは「大括り表示」も、あくまで例外の一つという形で位置づけております。「国別重量順表示」を行おうとした場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じてしまう。そのようなときに表示を認めるということでございます。

19行目からのところに、これも必要性ということを書かさせていただいております。「大括り表示」につきましては、外国の産地国名が表示されないことになってしまいますけれども、国産原料か外国産原料かはわかる。つまり、輸入か国産かがわかること。少なくとも、こういった情報を知りたいという消費者にとっては有意な表示であると考えられる。



あと「輸入」ということを表示されれば、当該商品の重量順第1位の原材料には国産は使用されていないということ。また「輸入、国産」と表示されていれば、当該商品の原材料として、輸入と国産が混合して使用されて、輸入の割合のほうが多いという情報が提供されるということを書かさせていただいております。

「なお」ということで、外国の産地が2つの場合には「大括り表示」は認められないということを記述しています。

29行目「ウ 大括り表示+可能性表示」ですが、要は「輸入又は国産」という表示でございます。

これも（認める条件）で、18ページの14行目まで飛んでしまうのですが、「大括り表示+可能性表示」は、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績または使用計画からみる。つまり、実績という考え方は同じです。それで「大括り表示」を行うとした場合に、産地切りかえなどのたびに容器包装の変更が生じてしまって「大括り表示」のみでは表示が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当としています。

21行目のところに（誤認防止）ということを書いてございますけれども、消費者の誤認が生じないように、過去の使用実績等に基づく表示というものを、この場合も注意書きすることが適当ということを書いてございます。

27行目から、ここも必要性というものを記述させていただいております。「大括り表示+可能性表示」ですが、今回、検討会の中で必要性について疑問が指摘されました。しかしながら、事業者に対する調査によれば、図10で説明された事例のように、対象原材料について、3以上の外国から輸入するとともに輸入品と国産の割合が、製造の月単位、季節単位で変動する場合などもあることを事業者から示されております。こういったことを考慮しまして、この調達方法の実情に沿った実行可能な表示方法ということで「輸入又は国産（国産又は輸入）」といった「大括り表示」に「可能性表示」を加味したものでございますけれども、必要であるということをごここに記述させていただいております。

34行目、この表示については、どのような情報が提供されるのかわかりにくいという御指摘もございました。この御指摘に対しては、消費者の方々がルールを正しく理解していただいて、この表示は一定の期間を通じると、国産よりも輸入の割合が高いことですか、輸入国数が3以上であることを示すものでありますので、消費者の選択に資する一定の情報を提供することができるということを記述しました。

さらに、原産国を知りたいという消費者の要望に応えていないのではないかという指摘もございました。この点につきましては、当該原料について、図10のような調達方法となっている場合には、実行可能な表示方法として、最大限消費者に情報を提供できる案と考えられるということをごここに記述させていただきました。

以上のような考え方から「大括り表示+可能性表示」も必要であるということをごここに記述させていただきます。

19ページ25行目から「エ 中間加工原材料の製造地表示」となります。基本的には、

対象原材料が中間加工原材料である場合に「〇〇製造」と表示することということになります。

20ページに飛んでいただいて、中間加工原材料の「製造地表示」という、これは20ページの28行目あたりのところで（表示の必要性）ということに記述させていただいておりますが、中間加工原材料は、生鮮原材料と同様に対象原材料そのものであることから、中間加工原材料の「製造地表示」は、ア～ウで示された「可能性表示」とか「大括り表示」などの「国別重量順表示」の例外としての位置づけとはちょっと異なりますということを書いてございます。

また、加工食品は、同一品目の商品であっても、自社工場で生鮮原材料から一貫して製造している場合もありますし、他社工場で製造された中間加工原材料を購入してきてつくる場合もあります。その製造方法は多種多様であるということを書かさせていただいております。

21ページ、こうした中間加工原材料について、生鮮原材料までさかのぼって原産国を特定することは困難ということを書かさせていただいております。

4行目の「また」のところになりますけれども、生鮮原材料から一貫して製造している場合のみ義務表示の対象とすることは、事業者間の不公平感を生じさせるおそれもあるということを書かさせていただいております。

あと、7行目のところなのですけれども、食品表示基準では、輸入された加工食品については、製造された国名、原産国名を表示することを義務づけております。加工食品の原材料である加工食品について、これが中間加工原材料ということになりますけれども、それがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択に沿って有用な情報となり得るということを書かさせていただいております。

あと、20行目のほうに飛んで、表示方法として、当初「〇〇加工」という話で提案させていただいたのですけれども「加工」ということであれば、単なる切断や混合等を行った場合にも原産国として表示が認められることになりかねないため「〇〇製造」という形で用語を書いてございます。すなわち、その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものをつくり出した場合に限り、その製造が行われた国を表示させることが適当であるということを書いてございます。

26行目、「（4）義務表示に共通する事項」ということで、これも前回お示したところでございます。

「ア 誤認防止」。使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないように、例えば割合を表示する、または「〇〇産」と表示させないなどの表示方法を講ずることが適当であるということを書いてございます。

あと、36行目のところなのですけれども、中間加工原材料の「製造地表示」について、消費者に生鮮原材料の産地と誤認されないようにすることを含めて、新しい表示方法について、消費者の正確な理解に資するよう、国、事業者、消費者団体による消費者啓発が行

われることを期待して、消費者も自ら積極的にそれらに参加することが求められるということを書いてございます。

22ページ7行目「イ 表示媒体」でございませう。これはやはり消費者調査の中で「食品に表示されている表示を確認」が約93%あったということを書いてございませう。そのため、実際の表示は容器包装への表示により行うことが適当である旨を書いてございませう。

なお、義務表示は容器包装への表示により行うものとしますけれども、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが適当であるということも書かさせていただきます。

30行目「ウ 書類の備置き」でございませう。例外表示の際に表示内容が正しいことを確認できるよう、過去の使用実績等の根拠となる書類の備え置き等を必要とすることが適当であるということを書かさせていただきます。

23ページ、「(5) 現行の表示方法」。これは22食品群と4品目の現行の表示方法がありますけれども、これは原則「国別重量順表示」ということで従来からルール化されておりますので、消費者に対する情報提供のレベルを下げないという観点から、そのまま維持することが適当であることを書いてございませう。

「(6) おにぎりののり」でございませう。今回、検討会の中でおにぎりののりが取り上げられておりますけれども、義務表示の対象とすることが適当であることを記述してございませう。

16行目、「(7) その他」ですが、「ア 経過措置」で、実際にその基準の改正に当たっては、施行に当たって、事業者の包材の改版状況も勘案して、十分な経過措置期間を置くことが適当であるということを書いてございませう。

「イ 消費者への啓発活動の推進」ということで書いてございませうが、消費者への啓発ということが今後、必要になってくるということが書いてございませう。政府は、パンフレット作成や説明会を実施することなどにより、積極的に啓発活動を行っていくことを、また、事業者においても、原則である「国別重量順表示」での対応を期待することということも書いてございませう。

24ページ、消費者自身も、新しい加工食品の原料原産地表示制度に関し、自ら学習し、消費者の食品表示リテラシーを消費者自身で向上させていくことも求められるということを書かさせていただきました。

6行目、「ウ 行政による監視」というものを今回書いてございませう。行政には、食品表示制度の適正な運用のため、引き続き、効果的かつ効率的な監視に努めることを期待するということを書かさせていただきます。

10行目、「5 おわりに」ということで、まとめを書いてございませう。

25ページ7行目のところで、政府においては、本取りまとめを踏まえ、本報告書の内容を十分に尊重の上、消費者、事業者、生産者など幅広い主体の意見を聞きながら、さらに検討を深め、具体的な制度設計を行うことにより、原料原産地表示の拡大を図っていくこ

とを期待するということで締めくくっております。

26ページ以降、参考に委員名簿と、この検討会の検討経過というものをつけさせていただいております。

あと、今回、参考資料の資料1-2をつけてございますけれども、こちらは今、御説明した内容を簡単に、一目でわかりやすいように図式化したものでございます。御参考に後ほど見ていただければと考えております。

以上でございます。

○森光座長 説明ありがとうございました。

それでは、取りまとめ（案）について議論を進めていきたいと思っております。

その前に、実は前回の検討会で竹内委員が御欠席ではありましたが、そのときに今回の原料原産地表示の拡大に伴って、例えば今、出ました消費者教育、消費者の啓発活動を尽くしたとしても対応できずに、消費者に対する重大な損害をもたらすような誤認。そういったものの事案はどのようなことが想定されるのか。そういったことを竹内委員にお聞きしたいという御意見が出ました。そういうことで、竹内委員は消費者行動を専門とされておられますので、まずは誤認についてのお考えに対する御意見等をお伺いできればと思います。

竹内委員、よろしくお願ひいたします。

○竹内委員 座長には説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

前回の検討会での議論は議事録で確認しております。齊藤委員より、今回の原料原産地表示の拡大によって、例えば消費者教育での対応ができずに重大な消費者損害をもたらすような誤認の事案。こういったものはどういうことが想定されるのか。こういう御質問があったかと承知しております。

まず、今回の原料原産地表示制度の検討全体についての考えを述べさせていただきます。過去10年間でほとんど原料原産地表示が拡大していない。こうした中で、全ての加工食品に原料原産地表示を拡大する。こういうことは非常に画期的であるということ。その上で、これまで事業者ヒアリングを踏まえますと、新しい表示方法の導入が必要だということ。今回の提案は消費者側、事業者側、生産者側の事情。こういったものにも配慮しておりますし、実行可能性を重視する。原料原産地表示を大きく前進させる提案だと私は高く評価できると考えております。

次に、誤認に対する考え方ですが、これまでの検討会の議論では、消費者の誤認が懸念される点として2点挙げられていると認識しています。

まず1点目は「可能性表示」についてです。過去の使用実績等の根拠をもって、一定の期間において対象原材料に使用が見込まれる原産国の情報が提供され、使用される可能性がある原材料の原産国の範囲も限定されますが、商品と表示の内容が1対1で対応せず、消費者の誤認を招くおそれがあるということです。

2点目です。中間加工原材料の「製造地表示」についてです。中間加工原材料名とあわ

せて「〇〇製造」という形で中間加工原材料の製造国の情報が示される。消費者は中間加工原材料の原料である生鮮原材料の産地について「製造地表示」がされた製造国で生産されたものと誤認するおそれがあるということです。一方、輸入などと書く「大括り表示」の場合は、情報の質が低いという御意見があったと思いますが、誤認を招くおそれはないと思われます。

基本的な考え方ですが、第3回の検討会で示された消費者調査。先ほど事務局のほうからお話がありましたが、原料原産地表示を求めている消費者の要望・ニーズに応える。原料原産地情報の提供を図っていくことをまず第一に考えて、その上で、それを受け取る消費者が誤認するリスクをいかに低減するか。このニーズへの対応とリスク回避・低減。この両立が必要ではないかということです。

新しい表示ルールをつくって運用しますので、全ての消費者が全く誤認するおそれがないとは断言できませんが、誤認するおそれ、リスクを低減しながら情報提供の充実を図っていく。これが重要だと思います。消費者が誤認するリスクがゼロとは言えない。だから、新しい制度を導入しないということでは、結果として何もできない。こういうことになってしまうのではないかと考えております。

消費者が誤認するリスクを、具体的にどのように低減していくのか。この点につきましては2つあります。

まず1点、今回の提案では、可能性表示については過去の使用実績等に基づく表示になること。これを原産国の表示とともに、容器包装に注意書きする。使用割合が極めて少ない産地についても対応するという説明があります。

次に、中間加工原材料の「製造地表示」につきましても、前々回、第8回の検討会で、現在の表示制度について、アジの開きの例だったと思いますが「〇〇加工」であれば生鮮原材料の産地を示すものではなく、表示可能であるとの整理が既になされていると紹介がありました。今回の提案ではさらに厳格に、先ほど説明がありましたが「〇〇加工」の場合、単なる切断とか混合等を行った場合にも原産国として表示が認められることになりかねない。ですから「〇〇製造」という形で製造、すなわち、その原料として使用したものは本質的に異なる新しいものをつくり出した場合に限って、その製造が行われた国を表示する。このような形で整理されています。

あわせて、新しい制度である以上、ほかの制度と同様に、消費者に対する普及啓発。これが大事です。国としても消費者への普及啓発を十分に行っていくというお話がありますし、そうであれば、消費者が誤認するリスクに比べて、原料原産地情報の提供によって消費者の商品を選択する際に得られるメリットのほうが大きいのではないかと考えております。

以上、お話が長くなりましたが、齊藤委員からの御質問にお答えすると、現在、原料原産地情報が提供されていない中においても重大な消費者損害。こういったものは生じていない。したがって、新しい制度の導入に伴って、消費者の誤認を防止するための措置

を講ずるとともに、消費者の方々に対して制度の周知。これに取り組んでいくのであれば、新しい表示ルール。パターンは幾つかありますが、それほど複雑ではないということで、全ての加工食品に原料原産地表示を導入することにより、消費者にもたらされるメリットのほうが大きい。このように考えております。

長くなりましたが、以上です。

○森光座長 それでは、議論に移りたいと思います。事務局から御説明がありました中間取りまとめ（案）に関しまして、分量が多いですが、今回は区切らずに行きます。

では早速、市川委員、どうぞ。

○市川委員 事務局の詳しい御説明、ありがとうございます。それから、竹内委員からの、前回の齊藤委員へのコメントもありがとうございます。

竹内委員からのコメントの中に「可能性表示」と「製造地表示」について、ニーズとリスク回避の両立が大事という、途中で出てきたそのあたりの御発言は大変重要なポイントだと思っております。

私は今回、この発言に当たって、委員の皆様のお手元には資料の一番最後に、これからお話しする内容をまとめた1枚紙が用意されております。表示の話はなかなか、耳で聞いただけでは意味がとりにくいものもありますので、それをごらんになりながら聞いていただければと思います。

食品表示というのは消費者に正しく理解されて、活用されてこそそのものという消費者の立場から、事務局提案の「表示方法」について、私は代案を提案したいと思っております。

なぜ、代案を提案するのかという理由を述べます。事務局が今回御提案になりました「表示方法」は、例外の表示「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示＋可能性表示」、あと、最後に中間加工原材料の「製造地表示」を認める内容になっています。私は前回の検討会でも述べていますけれども、事業者の実行可能性に配慮し過ぎて、消費者にとってはわかりにくい、判断しづらい表示方法と言わざるを得ないと思っております。

特に今回の取りまとめ（案）は、原則表示、いわゆる国別重量順に表示をするという方法と例外表示が、実際、消費者の人たちがパッケージに表示されたものを見るときには、それが混在するわけです。私は、消費者の立場としては区別がしにくいと思っております。特に「可能性表示」と「製造地表示」については、消費者の誤認を招く可能性が高いです。

これについて、先ほど竹内委員も、ニーズとリスクの回避という表現をされました。事務局の資料の取りまとめ（案）の18ページで「ウ 大括り表示＋可能性表示」の（誤認防止）の、この34行目「ルールを正しく理解すれば」という表現が書かれておりますが、これはつまり、消費者がルールを正しく理解しなければ使えない表示というふうな受けとめることもできるわけです。

もちろん、そのために消費者教育をやりますとおっしゃっていますが、消費者は今、いろんな情報、勉強しなくてはいけないことがいっぱいあります。体に危害が及ばないよという部分であるとか、財産に被害がないよという、悪質商法にひっかから

ないようにとか、いろんなことを学ばなければいけない中で、加えて、この食品表示のルールをしっかりと理解しなければ正しく判断できて使えない今回のこの御提案というものに関して、私は首をかしげたいです。

具体的な表示方法の代案です。私は、全ての加工食品に原料原産地の義務づけるということを前提に、消費者にとってわかりやすく判断しやすく、事業者の実行可能性にも配慮して、国産を選びたいという消費者の意向になるべく沿うものを目指してほしいと思っています。

また、これまでの検討会で話し合われた原則表示を基本として、消費者が誤認をしないように例外表示との区別がわかりやすくなくてはならないと思っています。そのために以下の4点を提案します。

1点目は「表示方法」。現行制度と同様に、国別重量順に表示をすることを原則とする。

2点目は「大括り表示」を可能とする。やはり例外表示を全て認めないという立場は、理想的ではあるのですが、事業者の実行可能性を考えると、どこかで歩み寄る。やはりそこも必要かなと思いました。その例外表示の中で一番、消費者のデメリットが少ないのはどれかなと考えたときに、この「大括り表示」ではないかと思いました。

「大括り表示」を可能にするということで、原材料が輸入品の場合、国別表示が困難な場合に「輸入」とくくって表示をする。輸入品と国産を混合して使っている場合は、重量順にという意味で「国産、輸入」あるいは「輸入、国産」と表示する。ただし「国産」と書く場合は、一定割合以上のみ認める。この一定割合というものは別途定めてもよいのではないかと思います。

3つ目は「不特定」という表示を認めるという、これは新しい提案です。国別表示、大括り表示が困難な場合に、例外的に「原産地不特定」などというものを認めてほしいというものです。そうすることによって、事業者の負担をなるべく減らして、実行可能性というところを高めたいという思いがあります。

4点目に「可能性表示」と「製造地表示」は、認めないという立場です。表示の正しさという観点から「可能性表示」と「製造地表示」については認めない、不可とするという案です。

今回のこの提案ですけれども、私は前回までは全ての加工食品の義務化というところではなくて、生鮮食品だけでいいのではないかという、ちょっと中途半端な妥協案も示していました。しかし、終盤に当たりまして、全ての加工食品の義務化というところにきちんと歩み寄って提案をさせていただきました。ぜひここにいらっしゃる委員の皆様、一緒に考えていただければと思います。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

いろいろ御意見が上がっていますが、まず皆さん、このせつかく机上配付の資料がございますので、この件について御意見を求めたいと思います。

済みません。私のほうから簡単に整理すると、全ての加工食品、原料原産地に対する義務づけを前提とするところと、表示方法としては「国別重量順表示」を第一というところをまず基本に置き、一つの例外としては「大括り表示」はまず可能にする。多分、市川委員の言いたいところ、つまり、よくないと思っていられっところは「可能性表示」と「製造地表示」である。すなわち、それは真正性が必ずしも担保されるかどうかかわからない。そのために「原産地不特定」。すなわち「不特定」という表示を新たに設けたという御意見でした。

そうなりますと、私がぱっとすぐに思いつくのは、例えばチョコレートなんかを事務局が例に挙げたときに、ベルギー製造とかスイス製造という情報があっても基本的には「不特定」という表示を書くという考えでよろしいでしょうか。

○市川委員 「不特定」を認めるということですので、きちんと書けるところは書いてもいいけれども、書けない人たちが無理に包材をたくさん切りかえたりとかという負担を減らす意味もあります。

それで「製造地表示」につきましては、実はこの検討会の議論が余りされていないとは思っていますので、もしお時間があれば、この国内製造とか、そういう「製造地表示」についての話をもう少し議論してもいいのではないかなと思います。

○森光座長 わかりました。

ということは、書けるところは勝手にという言い方は変ですけれども、情報として書いてもいいけれども、全て義務づけるので、まず書かなければいけないのは「原産地不特定」というのは原産地がわからないわけだから、書かなければならない。だけれども、その下にベルギー製造とかというものは書いてよい。任意表示であると。

○市川委員 その辺の詳細な制度のところは、、、ただ、私が言いたいのは、産地を特定できないから何も書かないというのではなくて、この産地が特定できない、中間加工原材料について、例えばこれは産地がどこのものか、特定できないものですという情報を消費者に伝えるということです。

○森光座長 それが真正性であるということですね。

○市川委員 そうです。

○森光座長 そうすると、済みません、私ばかり言ってしまうてあれなのですけれども、油をつくっている会社としたときに、やはり原料はさまざまところから来ているので、食用油脂と書いたときに、「産地不特定」というものしか、それは絶対書かなければならない。

○市川委員 そういうときには、やはり産地不特定と書いてほしいと。

○森光座長 まさに包材に記載して、やりたい人はやってくださいと。

○市川委員 はい。そういう提案です。

○森光座長 では、せっかくですので、これは少し掘り下げて、大事なところだと思いますので「不特定」ということは一つの案としてでも、大事なところは「製造地表示」とい



うことに関して、または「可能性表示」というところの真正性という意味でのポイントを含めて、各代表者のところから御意見をいただければと思います。

例えば消費者のほうの代表から、もし御意見がこれについてございましたらば、いかがでしょうか。この「製造地表示」で、生産者または事業者の方も、いかがでしょうか。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 今の市川委員のことに関して直接ということではなくて、まずは全体的なことで申し上げると、今回のミッションは全ての加工食品への表示を考えていこうということと、実行可能性をどう担保するかという2つの大きな宿題がございます。それで、この実行可能性が担保されれば、おのずから全ての加工食品に表示ができるであろうということ想定すれば、今回の提案は大きな前進だと思います。

それで、今、市川委員からのお話にありましたように、おおむね、今の2つの大きな宿題については、方向性としては意見の一致は見ているのだと思いますが、この新しい表示方法が真に消費者が求めるものなのかという疑問だとか情報の価値、それから、誤認への懸念というものは委員によって懸念の大きい小さいはあるのだらうと思います。

これは恐らく、仮に今の案で新しい表示方法が世に出たとしましたときに、消費者はやはり、ここの委員と同じように、積極的に評価する消費者もいれば、消極的な評価にとどまる消費者もいるのだらうと思います。これは永遠の課題のようなものですが、前進するという方向性ができたとすれば、私はよりわかりやすいということは大事ですが、このわかりやすさというものも、今の市川委員の話にありましたように、市川流わかりやすさであって、それは全体的なわかりやすさになるのかどうかというのは、個人的には疑問に思うところであります。わかりやすさについても非常に幅があるのだらうと思います。

冒頭、前回、欠席された竹内委員から誤認についてのお話をいただきまして、本当に力強いメッセージだと思っております。その中で特に印象深く思いましたのは、竹内委員とすればそれほど複雑な表示方法ではない。メリットが非常に大きいのではないか。これは進めるべきだ。しかし一方で、誤認リスクというものは避けられないので、これは回避する努力はしていくべきだという御意見でした。私は全く同様に思っております。

一般論ではありますけれども、情報量が拡大するということは、誤認の発生はそれに伴って多くなるということは予測されるわけでありまして。一方、消費者も新しい情報になれば、これが活用できなければ、自主的かつ合理的な食品選択が永遠にできないことにもなるわけでありまして、消費者自身も新しい情報を理解する。そして、これを活用していくことの能力を高めていかざるを得ない。こういうことが今回の表示の中では消費者にも求められていくことであらうと思いますので、私はこの原案の中間取りまとめ（案）の方向で進めていただくようお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

どうぞ。夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 私は、今回の取りまとめ（案）は大変よくまとめられていると評価したいと思います。やはり全ての加工食品について、原則導入するということが公平性の面からも必要だろうと思います。

それで、これまでの議論の中でも、消費者は長い間、この加工食品の表示拡大を希望してきておりましたのですけれども、過去10年間、ほとんど拡大が進まなかったという現実を踏まえることと、それから、その間にさまざまな検討会等が開催されていても、必ず事業者側、消費者側がそれぞれ100%を主張していることもあり、一致点を見出せなかった、前に進まなかった厳しい現実があるわけです。そういう意味の中で、今回の検討会でさらに進めましょうというもとで検討してきて、皆さんがおっしゃっているように、事業者にとっても消費者にとっても、これが100%の案だということはないわけでございますけれども、その中でも一致するところを見出しましょうという検討会であったと思います。

したがって、消費者として100%を望みたいのですが、それが事業者ができないというのであれば、100%、希望がかなえられないから、では、やめます。これでは何も表示の拡大は進んでいかないと思います。表示は少しでも進めてほしいという消費者の願い。この願いの中には100%を望む消費者もいれば、50%でも30%でもいいという、さまざまな消費者がいることもやはり消費者側の意見として申し上げたいと思います。

そういう意味では、事業者が調達困難という実態もヒアリングでわかってきております。その中でさまざまな御意見をいただきながら、何とかやってみようというところまで来ていると私は思いますので、ぜひ、この案で進めていただければと思います。

それで、消費者の誤認はもちろん防がなければいけませんし、わかりやすいルールでなくてはいけませんけれども、これまでに発言させていただきましたように、新しいルールになるときはどうしても混乱は生じます。最初から全ての消費者が、それから、事業者側も含めて100%、全く混乱なしでやっていけるというルール改正は恐らくないだろうと思います。そのために、やはり啓発があり、経過措置の期間があり、さまざまな手当てをしているのだと思います。それに甘えてはいけませんけれども、やはり完璧を求める。余りにも完璧を求め過ぎて、それがゆえに1歩も2歩も進めることができないとすれば、やはり検討会の意味は薄れてしまうと思うわけでございます。

私は、今、市川委員が御説明してくださって、前回も例えば生鮮食品に限ったらどうですかとか、今回「不特定」表示はどうですかというふうに代替案を出してくださって、すごいと思う反面、例えば今、ここに出されている3)の「原産地不特定」というものを事業者さんは書けますか。私はとても難しいのだろうと思います。逆に「原産地不特定」などと書いた事業者は、何だ、この事業者は。あなたたちは本当にそういうことを平気で書けるのですかと消費者側は逆に判断するのではないかと思います。

これまでも、例えば「国産、輸入」と書くと、地球上でしようとか、それから、世界中ですねという御批判もありましたけれども「原産地不特定」もそれにまさるとも劣らないような表現の仕方かなと思って、これは市川さんらしくない御提案だったのではないかな

と思います。

○森光座長 先に事業者の方に聞いてもよろしいでしょうか。

どうでしょうか。富松委員、お願いします。

○富松委員 市川委員には申しわけございませんが、私は第7回の検討会から「可能性表示」を推奨させていただいておりました。やはり事業者としては一番心配なのは、当然、お客様がどう思われるか。これは非常に心配ですけれども、もう一つ、それと同様に心配なものはコンプライアンスでございます。実行可能性は事業者のわがままで言っているわけではなく、実行可能でなければコンプライアンス、法律・法令が守れなくなります。そういう意味で実行可能な案の検討をしていただきました。

私の基本スタンスは相変わらず、全ての加工食品を対象に原料原産地表示をするということに対して反対でございます。しかし、「全ての加工食品」への表示を前提とするのであれば、事業者が最も誠実に対応できるのは、実は「可能性表示」だと思っております。

御存じであるかどうかわかりませんが、世の中に規格書の外部データベースというものがあ、ネット上で原料情報を提供しております。例えば外食の原料であれば、インフォマート「B to Bプラットフォーム規格書」、そこにアクセスすると製品情報が得られるようになっています。それから、加工の世界でもメリクリウスネットというものがあります。ここにも各原料サプライヤーの原料の詳細な規格が載っております。そこにおける原料原産地の情報は全て「可能性情報」です。

直接、野菜・お肉を市場とかサプライヤーから直接買う場合だったら原産地は容易に把握できますが、問屋とか中間業者を通す場合に、唯一頼りになるのは規格書でございます。この規格書の原産地情報はほぼ全て「可能性情報」でつくられております。そういう意味で、もし「全ての加工食品に対する表示」が前提であれば、私は事業者が最も誠実に対応できる表示方法は「可能性表示」だと思っております。

繰り返しになりますが、私は「全ての加工食品への原料原産地表示」は基本的には反対しております。

以上です。

○森光座長 消費者のほうで、今、永田委員の手が挙がりましたので、先に永田委員。その後、金井委員に回したいと思います。

○永田委員 「可能性表示」についてですが、私どもは最初は「大括り表示」がいいのではないのかという話をしていたのですが、やはり研究会の中で話し合った結果として消費者は国別を求めている。それで、国別が無理な場合は国と国をつなぐような「可能性表示」で表示していただいたほうが、消費者としては有益な情報として受けとめることができるという意見になりまして、途中から「可能性表示」を支持したいという方向に変わっております。

それから、先ほど市川委員がおっしゃっていた「原産地不特定」表示なのですけれども、申しわけないのですが、これを書かれた場合には、この商品は情報を提供しない商品であ

る。消費者としてはそういうふうに判断すると思います。ですから、到底、これは認めがたいなと思います。

それで、今回の全体の検討会の中間取りまとめ（案）ですけれども、全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料原産地を義務表示の対象とするということに賛同いたします。ただし今後、将来にわたっての話だと思えますけれども、重量割合を2位または3位まで拡大されることを望んでおります。

それから、例外規定については、非常に今回御提案された案はちょっと複雑なように思えますけれども、表示対象を全ての加工食品と定めていることから、実行可能な表示でなければ制度の導入は難しいと思うので、やむを得ないと考えております。例外規定については、誤認防止のための表示ルール策定と啓発の検討を引き続きお願いしたいと思えます。

私どもは、今回検討された原料原産地表示制度が食品選択のための情報として消費者利益になると思っておりますので、ぜひ制度として確立するように話を進めていただきたいと思います。

また、事業者の方には、やはり先ほど富松委員もおっしゃいましたが、コンプライアンスを遵守していただきたいと思います。それから、国名を知りたいと望む消費者が多いことから「可能性表示」でもいいので、できる限り国名を表記していただきたいと思います。あわせて、義務表示だけではなく、ネット等でもできるだけの情報を提供していただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

金井委員、先に手が挙がりまして、金井委員の後、今度は市川委員に行きます。

○金井委員 生産者団体といたしましても、全ての加工食品に表示をするということについては大賛成であります。とりわけ、今まで対象が22食品群プラス4品目のみで、全く拡大してこなかった事実を踏まえれば、新しい方向に大転換したということだと受け止めております。それぞれ、いろいろな課題がありますけれども今後、情報技術の進歩等にしたがって、一つ一つ課題を解決していくべきではあります、大きな方向性はこういふことだと思います。「大括り表示＋可能性表示」も、一部「国産又は輸入というのは地球産か？」と指摘する報道も目にしましたが、私どもから見たら「外国産」という事実も消費者の皆様に伝わるのが非常に大きな一歩だと考えております。

また「製造地表示」であります、私も一度、御意見を申し上げた経過があり、いろんな意見・課題はありますが、今回、実行可能な方策ということからすれば、まずはできることからやるという姿勢に立っているものだと思うのです。表示方法は引き続きいろんな面で検討いただきたいのですが、そのことが新しい方向性を壊してしまったり、議論をむやみに引き延ばしたり、というのはいかがなものでしょうか。最初からみんなが100%納得する形は難しいことも事実です。それぞれの立場が歩み寄って、ある程度のところから始め、よりよいものとしていくという形でやればいいのだと思います。全体として、この中間取りまとめ案の方向で進めていただければと思います。

本当に事務局の皆さん、お疲れさまでございます。

○森光座長 ありがとうございます。

池戸委員、先にいいですか。市川委員は池戸委員の後で、ごめんなさい。

○池戸委員 先ほどからの意見のお話につきましては、この検討会はもう9回を経て10回目に至っているかと思えます。恐らく報告書案というものが今回提示されたということは、大体、大まかないろんな御意見が出たという前提での御提案だと思えます。

それで、先ほどと重なりますけれども、富松委員のほうから、そもそもが全ての加工食品を対象にするかどうかという議論を踏まえた結果、一応、この検討会としてはそういうことを前提にしましょうということになったはずです。かつ、非常に注意しなければいけないのは、これは義務化ということを前提にしていますので、表示ができる企業だけが義務対象になってという、これは制度にはならないのです。そうはいつでも、どこまでが実行可能か。そういう前提で出てきた案として「可能性表示」とか「大括り表示」、それから、それを組み合わせたものという話になっているかと思えます。そういう意味で、これは消費者・事業者両者の歩み寄りという観点で、しかも前提は消費者のニーズに基づくということを前提にしているということなので、ようやくここまで流れとしては来ている。

ただし、先ほどから言われているように、本当にこれが誤認を招くか招かないかということ。そこが皆さん、御懸念があるということかと思えますので、これはこの報告書にもあちこちに誤認防止とか、それから、普及啓発ということが書いてあります。したがって、これは行政を中心として、この制度化に向けて、普及とか啓発を積極的にやっていただきたいですし、やらねばならないと思えますけれども、1つは啓発効果みたいなものを常に把握しておく必要があるだろう。

要するに、消費者がこのルールを正しく理解しているかどうか。それから、このルールに基づいた制度活用をどの程度しているかという、そこはこの表示項目だけではなくて、ほかの項目も全て含めてやっていただかないと、ただでさえもスペースがだんだん減ってくるわけなので、一元化検討会のときもそういうことで、重要性の整序というもので項目を絞って、できるだけわかりやすく書くか、それとも、情報量を多くするかという議論がありました。これは宿題になっていますので、そういうことで、常に制度のルールを理解していただく努力はもちろんなのですが、それだけではなくて、その効果を判定した結果として、再度いろんな努力をしていただくことが重要かと思えます。

以上です。

○森光座長 あるいは消費者への啓発をモニタリングするということとはとてもいい提案だと思えます。ありがとうございます。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

私の提案が消費者委員の方々にうまく伝わっていないというのを大変残念に思います。私は何も「不特定」表示をたくさん表示すべきだとかという趣旨で出しているのではあり

ません。私は「可能性表示」と「製造地表示」というものが消費者の商品を選択するときの質を落とすという、その懸念を少しでも減らすためには、「可能性表示」と「製造地表示」というものをなるべく避けたい、避けるためには事業者の実行可能性も何とかしなくてはいけないという、本当に板挟みの中で悩みに悩んで、やはりどこかでこの合意を、不特定表示のような、ある意味、逃げ道と言ったら変ですけども、そういうものがないと成り立っていかないと思うのです。

「不特定」表示が目玉ではないのです。「可能性表示」と「製造地表示」のところは本当に消費者のためになるのかということをごまかして、ぜひ本当に考えていただきたいと思っています。「可能性表示」がもし認められてしまうと、商品のパッケージを見たときに「又は」となっていくのです。消費者は、こんなに「又は」ばかりで、本当にこれは信頼できるのかと思ったり、表示が信頼されなくなるのではないかと思います。

それから、消費者が国名がいっぱい「又は」と書いてあることによって、食品製造業者に無理な注文をしたりとかということで食品製造側を追い込んでいくことになったりしないでしょうか。単なるお金もうけのための食品偽装とかというのは論外なのですが、例えば消費者側が、これは国産がいいからそういうものが欲しいと言うと、やはり流通はそれを求めるわけではないですか。そうすると、行き着くところ、生産者側とか製造者側を追い込んでしまわないのかと私はちょっと気になります。

それから、消費者教育とか啓発はもちろん、どんどんやりますとおっしゃっていますが、先ほども申し上げましたが、そのような教育をしてからでないと多くの消費者が理解して活用できない食品表示制度というものはやはりおかしいと思います。食品は全ての消費者、老若男女が購入するものです。今日だって、あしただって購入するものなのです。教育を受けてから買うものではないのです。その商品の表示を見たら、書いてあることがすぐにわかるというものでないと意味がないのではないかと思います。

1点「製造地表示」について、生産者側の方にお尋ねをしてもよろしいでしょうか。

○森光座長 どうぞ。

○市川委員 例えば、対象原材料が中間加工原材料である場合に「〇〇製造」とか「〇〇国」とかと書きますね。こういう表示を認めると、例えば今まで検討会で出されたデータから推測すると、市場に出回る商品の約半分ぐらいの商品に、ひょっとして「製造地表示」が導入されるような計算になるのではないのでしょうか。そうだとしたらいろんなものが、例えば国内製造、半分ぐらいが国内製造と書かれたときに、原産地の情報は伝わらないですね。国内でつくったというだけで、原産地がどこかというのは伝わらないです。つまり、原産地が外国であっても国内製造と表示されるわけですね。

そうすると、国内製造ということをごまかして、まだ出てきたばかりの言葉ですから、消費者は国内の原料を使ってつくっているのだと私は誤認しやすいと思っています。国内原料のものを選びたいという消費者が約7割いるにもかかわらず、消費者が選べないことにならないでしょうか。生産者の方は、これをよしとされるのでしょうか。

○森光座長 先に今のことなのですけれども、この検討会が原料原産地表示制度に関するという、言葉を変な使い方をして申しわけないのですが、私はこの製造地表示はとてもありだなと思う理由の一つは、座長で申しわけないのですけれども、原料原産地の原材料とは何か。

前回の検討会のときもどなたかがEUの例を出されて、EU、ノンEUという表示がありましたね。それと何か似ていて、決してノンEU、EUだからといって、原料自身、すなわち原材料ではなくて原産地を求めている。細かいことを言うと加工品の中には、原材料の原産地と原材料の原料の原産地とあって、実を言うと加工品の製造地はとても大きな情報だと、多分、加工業界の方は捉えているのではないかと個人的には思っているのです。

では、それを含めまして、先に鈴木委員。

○鈴木委員 まず「原産地不特定」。これに対して、私の個人的な意見になるかもしれませんが、不特定だとか原産地不明だとか、こういった表示というものは消費者に対してかえって不親切なのだろうと私個人では思います。特定できないような原料を使っているのかと思われかねないということがございますので、個人的にはこれは賛成できないかなと思います。

それはそれとして、あと、この中間取りまとめに対する私の意見といいますか、それも含めてお話し申し上げたいと思いますけれども、この加工食品の原料原産地表示につきましては、当初、TPP関連政策の一環ということで、農業対策として実施するという議論も最初はございました。そういった中で農業団体、生産者の立場でお話をさせていただきますと、原産地表示をすることで加工食品の輸入原料が国産に置きかわるというふうには決して思っておりませんし、ましてや事業者の皆様にご覧に国産原料を使ってください、国産原料でないだめですということを言っているわけでは決してございません。最終的に選択するのは消費者であるということがございますけれども、私どもが国産農産物の優位性・優良性というものをアピールする中で、消費者の選択に資するような正確な情報を消費者に提供する。こういった制度にすべきだと思っておるということがございます。

その意味では、先ほど話が出た中間加工原料の国内製造。こういったものが、国内で製造された中間加工品を使った加工食品。この原料が輸入なのか、国産なのかがわからない。もっと言いますと、輸入原料であっても国産の原料であっても、国内製造と同じ表示になるということがございますので、これで本当にいいのかなという感じは、実は私も思っているところではあります。

ただ、全ての原料がトレースできるわけではないという現状を鑑みますと、この案が進まない、何よりも全ての加工食品で原料原産地をスタートさせることが重要だろうと思っておりますので、この辺は全て満足ということではないのですけれども、何にしるスタートをかけるほうが、原産地表示をスタートするほうが重要だろうと思っております。

その上で1つお願いでございますけれども「可能性表示」「大括り表示」につきましても、あくまで例外措置ということであって、全ての加工食品の原料原産地、国名ですとか

原産地を表示するのが前提でございますので、例外を認める場合の条件といたしますか、例外措置の規定というものをもっと明確にすべきなのかなとは思っております。

この中間報告書の中では、何々により表示が困難であると見込まれる場合に限り認めるということを書かれてございますけれども、これは誰が認めるのか。また、その手続はどうするのか問題になってくるのだらうと思います。それで、事業者が自分の判断でということでもいいのかということもございまして、そういったことを含めて、制度を制定する際にはその点を明確にすべきということ、この中間報告書のどこかに明記していただければありがたいと思います。

もう一点、細かい話で恐縮なのですが、この報告書の20ページですか。中間加工原材料の表示例が載せてございますが、表示例の中の上から2つ目ですか。「チョコレートビスケット」というのがあるのですが「チョコレートビスケット」というと、一般的に想像するのは、原材料の重量第1位は小麦粉だらうと思うのです。表示例として、これが適切かどうかというのはちょっと疑問に思いますので、例えば「チョコレート菓子」にするとか、その辺は御配慮いただければと。これは1点、細かいところで申しわけないのですが。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

では先に、こちらの手が早かったので、事業者のほうの話ということだったので、もしくは田熊委員のほうから先にお話をいただいてよろしいでしょうか。

○田熊委員 済みません。市川委員の中間加工地の件なのですが、メーカーサイドとしても、なるべく中間加工地の表示はしたくないのです。それで前回といたしますか、この会議で私も何回かお話しさせてもらったのですが、例としてリンゴ果汁の件の話をしています。これはEU内での原料のリンゴがいろんな国から集まって、それが例えばハンガリーであるとか、ポルトガルであるとか、ポーランドなんかで加工されるので、国がちょっとわかりにくいですという話をさせてもらってまして、その件で中間加工地という件が出たと思います。

これは実際、難しいのです。EUの中で、人と物が自由に動いている中で国を特定するのは現実的に難しいので、これも前回提案したのですが、EUという表現ができませんかという提案をさせてもらっています。これはあくまでリンゴ果汁等の、EUの中だけの話なのですが、それ以外での食品の加工の中では確かにいろんな国のものがいろんな形で使われて加工食品になるということがあるので、どうしても、やはり中間加工地というものを入れないと輸入品になってしまうということです。書き方がすごく、もっと大きくくりになってしまうのではないかと思います、残していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。



EUという、国名ではないですけれども、部門を設けると、かなり国名としての表記が可能になる部分大きいということですね。

○田熊委員　そうです。EUの中では可能だと思っています。

○森光座長　ありがとうございます。

同じく富松委員、お願いいたします。

○富松委員　この「製造地表示」も、「全ての加工食品」を対象にすると、やはり難しい問題がたくさん生じます。第7回あたりだったかと思うのですけれども、果糖ブドウ糖液糖みたいなものには原産地表示は必要ないでしょうという話をさせていただきました。こういった不要なものを除くと、誤解を招くような「製造地表示」が行われた、配合比1位の原材料は少なくなるはずです。しかし、全ての加工食品を対象にするとすれば、こういう表示がふえることになろうかと私は思います。だから私は、「全ての加工食品」を対象にするというところには疑問があります。

○森光座長　その宿題は多分、私に投げかけられたのと覚えています。そういうところまで表示を出すのか、いろいろと考えました。けれども、事務局と話し合う中で、例えば果糖ブドウ糖液糖、転化糖とか異性化糖という話ができるのは多分、この専門家の中での話であって、一般消費者の方がそこにインベルターゼ（酵素名）が使われていて、どうのこうのという話はきっと思い描かないと思います。全ての消費者が、そこまでの情報を持ちろん求めているのはわかっているのですが、第一歩という段階でやはり結果的には全て出しましょう。そこからスタートしてみて、少し見たところで、これは「ない」となれば、そこで初めて一本の線が通ってから「例外」が発生したならば考えなければならぬ。

それ故、モニタリングはとても重要なことであり、ただ単に消費者側の啓発活動だけではなくて、事業者さんや生産者さんに対しても、これは重要ですかというところをまた投げかけていただくというのはきっと大切。とてもいい宿題を出していただいて、自分でも少し検討したところ、やはり実は事務局の方たちと話したときも、「何でつくられているかわからないのです」という御意見を聞いたりすると、どういった製法でとか、そういったときに、その情報はやはり国内製造であって初めて、いろんな原料からつくられているのですねということがわかった。そういった経緯がありました。

○富松委員　いや、私が申し上げたいのは、砂糖であるとか、デキストリンであるとか、でん粉であるとか、こういったものが1位に来ることがたくさんあるかと思っています。そうすると、意味のない、そして、どこが原産地かといったことを議論の対象にする必要もないようなものに「製造地表示」がなされているものがたくさん出回る。それをして、この表示はおかしいという意見も確かにわかりますが、これらの前提である、これは「全ての加工食品」を主語にしたというところから始まっております。実は対象が全ての加工食品でなければ、この問題は起こらないと思っております。

○森光座長　その御意見も御意見で、基本的には先ほど出ました、50%を超えることはないと思うのですけれども、91品目中の四十幾つですので、40%台の・・・。

事務局の方が、その辺は詳しいので、よろしく願いいたします。

○今城農林水産省消費・安全局長 済みません。ちょっと事実関係になりますので、事務局のほうから御説明をさせていただければと思います。

前回お出しいたしました円グラフで、中間加工品の内訳のほうは出していなかったのも、大変恐縮なのですけれども、口頭で申し上げます。97商品のうち46個、中間加工品が第1位に来るということでございます。

その中で、仮に今回、私どもが御提案している国内製造、すなわち外国ですと〇〇国製造という表示を導入した場合、どういう内訳になるかということについて申し上げますと、中間加工品が1カ国だけ使われている、1カ国のもののでできた中間加工品が使われているのは、輸入が6、国内製造となる可能性があるのが16ということになっております。

それから、2カ国または輸入2カ国プラス国内製造。要するに、中間加工品自体も2つないしは3つの国のものが使われていて、輸入のものが2カ国以内で、プラス国内製造でまぜて使われている。これが4つございます。

それから、かなり外国産が、3カ国以上で多いという場合に、それでも国産が、国内製造の中間加工品が使われているというものが2つございました。そういうことになります。

したがって、かなり輸入の、外国でおつくりになられた中間加工原材料が使われているということになるのではないかと思います。

それで、ちょっと補足ですけれども、私どもが御提案させていただいている国内製造というのは、国内製造であれば国内製造と書かなければならないというものではなくて、そう書いて結構ですということでございますので、仮に国内でつくられているものなので、トレースができるということであれば当然、原産国を書いていただいて結構なので、御提案している制度はそれを書いてはならないという制度ではない。そこは御理解いただきたいと思います。

○森光座長 今城局長、ありがとうございました。

先に櫛委員の手が挙がったので、その後、毛利委員に行きます。櫛委員、御意見をよろしく願います。

○櫛委員 日本チェーンストア協会は、事務局による個別の意見聴取を受け、事前説明会もいただいて、その内容で主要スーパーの代表者と共有して議論をしてきました。遅くなりましたが、本日、意見書として提出予定になっています。

その中で、先ほどからも出ていたのですが、お客様と直接接するスーパーとして、一部に曖昧な表示を含む本制度が一般の消費者にとってわかりやすく、正しく、合理的な表示であるという理解が得られるのか否かがやはり一番重要な点だと考えています。

各委員の皆様の中でもいろんな意見を持っていらっしゃるのもわかりますし、齊藤委員は、多様なお客様の意見を一つにはまとめられないのだから一歩踏み出すことが重要だという御意見だとは理解しています。やはりお客様が理解できるかどうかの検証ができていない今、どこかで早急にスーパーに日常に来られるおじちゃん、おばちゃん等皆さ

んの本当の生の声を幅広く拾って、この制度で問題ないのかどうかという判断をしていた  
だくのほうがいいのではないかと考えます。

以上のことから、意見書のこの段階で一部、この曖昧な表示を含む制度の立案には同意  
できません。ですから、逆に言うと、消費者の意見がこれでも行けるということがわかっ  
てくれば、この方向もあるのかもしれませんが、今のところ、そうはならないのではない  
かなと考えています。

あと、先ほどの液糖の話もありましたが、この曖昧表示が出るのは全ての加工食品を義  
務化するというところから出ているので、なかなか難しいかとは思いますが、もう一度、  
原点に立ち返って、国産マークとか自主的表示ということを推進することがいいと考  
えています。

以上です。

○森光座長 申しわけないです。ここでとめさせていただきます。

せっかくここまで話が出たので、ちょっと関連事項で、櫟委員、今日の市川委員の話は  
すごくクリアに私は伝わっていました。どこが問題で、今の曖昧な表示というところをも  
うちょっとポイントアウトして、せっかくですので、話を詰めていく時間を今日はたくさ  
んとらせていただいていますので、例えば実際にチェーンストア協会としては、全体とし  
ては曖昧な部分は反対であるという意見は確かにわかりました。例えば、このある中で、  
こういうところのこういうところがというのは、もう少し具体的に何か委員として御意見  
があればおっしゃっていただけると。

○櫟委員 1つ目は、「可能性表示」のところ、その商品に実際にどこの国の原料が使  
われているかわからないというのはお客様から多分来るだろうという点です。

2点目は、大括り表示であったときに「輸入」と表記されていて、ある特定の国が入  
っているということがわかったときに、お客様は、あなたたちはそれを隠したいがために「輸  
入」として書いているのでしょうかという意見が出るのではないかと。それは啓発をす  
ること、この会では解決できるのではないかとのお話だったかと思うのですが、実際、  
その制度が始まったときに矢面に立つスーパーとしては、それは発生するのではないかと認  
識しているということです。

○森光座長 何か、それに対する例えば御要望としては、とにかく国名を出すしかない  
ということなのでしょうか。櫟委員の極論というのは変なのですが、例えば市川委員だと大  
括りというのは多分、真正性でいけば正しい情報である。パーセンテージで例えば「輸入、  
国産」と書いたら「輸入」のほうが多い商品である。確かにそれは例外ではあるけれども、  
そういう情報はあって、消費者としては利するものであると。

○櫟委員 はい。それで一方、国別で書ければいいのですけれども、実際、例えば惣菜の  
ラベルなんかを見ていただければわかるのですが、いっぱいいろんなことを書かなくて  
はいけなくて、書けない現実もあるので、今、チェーンストア協会では話しているのは、書  
けるところから書くということで進めていく、自主的な表示を進めるというのが現実的な方

法ではないかと考えています。

○森光座長 田熊委員から出ましたように、実はなるべくつくられている側も書きたいというすごく強い意志があって、とてもうれしいお言葉であって、それをきくと永田委員を初め、夏目委員もそういう情報がたくさん出ることをすごく期待されているというのはとても伝わっている段階です。

先に毛利委員から手が上がったので、毛利委員、お願いいたします。

○毛利委員 市川委員からいただいた案と富松委員が言われました果糖・液糖について、いわゆる全ての加工食品に対して表示するということがいかなものか、という件について私の意見なのですが、今回、市川委員からいただいた「可能性表示」を認めないということになると、今回の表示制度の案については、「可能性表示」で表示すると決めているので「可能性表示」ができるのですが、「可能性表示」になる場合はその表示を認めないとなると、どういう場合が「可能性表示」なのでそれは表示しなくてもいいという明確な定義、ルールというのでしょうか、そういったものを持たないとそれはできないと思います。果糖・液糖に関してもそういったものを表示しないとなれば、やはり表示しない明確な、消費者にもわかるような定義づけというものが必要だと私は思います。

今回は「可能性表示」をすると決めているからこそ「可能性表示」という言葉があるのであって、表示をしなくなると、消費者にもわかるルールを設けるべきだと思います。

私のほうからお願いと申しますか、検討していただきたいことがあります。まず23ページの18行目にあります「ア 経過措置」のところに「パブリックコメント等により広く国民の声を聞くものとし」とありまして、今回、中間取りまとめということで、次にこれを受けて検討していく場があると思いますが、その際には、議論にありましたように、今回の制度は消費者に啓蒙していく、周知していく必要性があると思いますので、ぜひパブリックコメントでの周知と、消費者の声、また事業者の声を拾っていただきたいと思います。

もう一点ですが、22ページの「ウ 書類の備置き」についてですが、今回の案では義務表示の例外のところで注意書きを表記することになっており、その注意書きのところで使用実績または使用計画に基づくとあります。この使用計画のところで、私どもは野菜を生産しているのですがまさしく現在不作になっておりまして、前回のときに富松委員も言うておられましたが、計画に基づいて表記するときに、農産物ですのでどうしても不作があり、実際に表記したものと実績がずれる場合があると思います。そのときに、何%違っていたからだめというような重箱の隅をつつくようなことがないよう、その点はしっかりと事業者の配慮をしていただきたいと思います。

もう一点、消費者の啓蒙を行うときに、前回も申し上げましたが、この表示が浸透することによって、日本の食事情が消費者に伝わるよい機会だと思っております。ぜひそういったことも表示の啓蒙の中で、日本の食が国産だけでなく外国産のものもあって、私たちの食が成り立っていることも伝えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

ここで済みません。事務局のほうで、島崎さんからお願いします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 たくさん御意見等がありましたので、少しまとめて事務局のほうからお話をさせてもらって、あと、不足分は消費者庁のほうからお話をさせていただきたいと思います。私は農林水産省の消費・安全局の島崎と申します。

まず、一番最後にあった毛利さんの天候等の配慮、事業者への配慮というのは、以前も富松さんから同じように言われておりまして、これはなかなか明確に、こういう場合はこうだと、今、お答えがなかなかできないものです。以前にも申し上げましたけれども、東北の大震災だとか、そういうときには運用上、そういう配慮をして通知をしているという状況はあります。しかし、規模とどういう状況かによって大きく変わるので、なかなか線が引けない。こういう場合はこう運用しますということはなかなか言えないのですけれども、現在でもそういう運用をしているということで御理解をいただければありがたいと思っております。

それから、櫛委員からもありましたし、市川さんからも「可能性表示」について御意見がありました。それで「可能性表示」が曖昧表示という表現をなされましたけれども、本当に「可能性表示」が曖昧表示なのだろうかというのは非常に疑問に思っています。

今、全く情報がない中で、この検討会でも御議論があって、少しでも国名を書いてもらいたいという御意見がありました。それで、生産者の方々、例えば2カ国あるいは3カ国使っていらっしゃるときに、例えばそのときに幾つかの国から入ってくる果物の糖度を考えて、仕上がった製品の糖度を同じにしないといけない。そうした場合には、その入ってくる糖度を調べて、それでまぜ合わせるという状態になると、それが入れかわるということが多々あることです。それはやむを得ないので「A国、B国」だったり「B国、A国」だったりする。

その仕上がった製品を同じ糖度にしないと皆さん、同じ商品を買われていて糖度が違っては、消費者の方は非常に不満を持たれるわけですから、当然、そういうことはあり得るわけです。それは結果としてそういうことになるのであって、最初からA国をたくさん入れると決めたら、なかなかそうはいかないという状態になるわけなので、この「可能性表示」というものは非常に有効な表示方法だと思いますし、現在、各社が自主的に出されているホームページの表記も全て「可能性表示」だと理解をしております。

また、この検討会では2回ほど言いましたけれども、お問い合わせに対応しているのは大体、可能性でお答えになっていますということも御紹介しておりますし、現実、自主的に表示をされている豆腐なんかは「可能性表示」で書かれている実態もあります。それで消費者の方から不満があるという声は、今のところ、全く聞いたことがありません。したがって、そこについては、それが曖昧という意味は理解ができないと思っております。

確かに、今回の国内製造だとか「可能性表示」というのは、正式にといいですか、大幅に導入するのは初めてになるろうかと思っております。その際に当然、今回、この検討会が終わっ

ても、消費者庁における消費者委員会、その間のパブリックコメント、あるいは経過措置期間、いろいろな期間というものはいくらでもあります。その期間にそういう状況について、農水省も消費者庁も懸命に啓発活動をするようになるかと思っています。賞味期限・消費期限の問題もなかなか定着しなかった。ここを、ある消費者の方から聞くと、やっと最近、その誤認がなくなりましたと。賞味期限と消費期限の違いが皆さん、大体はつきりわかってきましたということも聞いているということです。

それから、鈴木委員からチョコレートの例が悪いという例外については、以前に検討会で出した「チョコレートビスケット」をそのまま使っています。もともと「チョコレートケーキ」を写真で掲載して、その後に「チョコレートビスケット」に変えたものですから、そのまま今回使いましたので、改めていい例を考えたいと思っています。

「製造地表示」については、うちの局長の今城からもお答えしましたがけれども、我々の情報によっても、加工食品であっても、いわゆる米国、中国という、両方使っている例もありますし、3カ国使っている例もある。そういう情報がいろんな品物で出るのでということでは非常に有意義な情報の一つで、消費者にとっても非常にいい情報だと考えているところです。

市川委員も御提案になった「不特定」というのは、今回ほかの消費者の方々からもあったように、やはりこれは、私も事業者は非常に使いにくい言葉だろうと思っています。また、市川委員のおっしゃった「又は」は事業者を追い込む、というのもちよっと信じられないと思っています。そういうことではなくて、いわゆる消費者にいろんな誠実な情報を伝えるという意味から、富松さんが「又は」表示がいいのではないかとされているように、これは誠実に対応した結果、そうなるのではないのでしょうかということなので、それを追い込むという表現はよくわからない。

それから、別途、岩岡委員が提出資料を出されています。この岩岡委員の提出資料は、いわゆる国別表示、国別重量順に表示できるものでないと、あとは書かないでいいという御意見になっているかと思います。これはやはり制度として、簡単に言ったら、先ほど櫛さんも同じようなことを言われましたけれども、書ける人だけ書くという制度は制度としては成り立たないのではないかと。この岩岡委員のペーパーどおり、万が一やったとすると、もし何も商品に書いていなくても、義務対象なのかすらわからない状態になります。何も書いていなかったとすると、そういうことになりますので、これは制度としては考えられないと思います。

○森光座長 では、消費者庁のほうから先に。

○赤崎食品表示企画課長 では、簡潔に2点だけ、事務局として補足の説明をさせていただきます。

まず、例外表示について御説明させていただきましたが、これについて、「認める場合の要件をきちんと定めるべき。あと、誰がこれを認めるのか。その手続は」というお話がございました。これは制度の話になりますので、事務局のほうからお答えをさせていただきます。

きますが、客観的にわかりやすいルールを定めることが基本になると思っています。この方向で進むとなればの話でございますが、そういうふうになった暁には、今言いましたように、客観的でわかりやすく、こういう形で整理をしていくということをまず御紹介申し上げます。

もう一つ、これは座長から、全ての加工食品を対象という御説明を多々いただいております。それにつきましても、その考え方を簡単に補足させていただきます。「可能性表示」「大括り表示」といった表示方法についてもわかりづらいとか曖昧というお話がありました。まずはできる表示からやっというお話がありましたけれども、ただ、これは制度として考えますと、例えば同じものでも、企業の調達行動によってとり得る表示はやはり特定されます。一つの国から継続的に買われているような事業者がいれば、当然、国別表示になります。ただ、同じものをつくる場合でも、複数の国から都度、調達先を変えらるとなると、国別は難しいことになろうかと思っています。

それで、できる表示からやるということは、要は国別をやっている人だけ義務がかかる。それで、複数国から都度、調達をすると義務が外れることになってしまいます。我々は、義務としてこの制度を進めていくという観点からは、実効的に、この表示がより拡大していく。これが大事だと思っています。そういう観点から、座長の御指示を踏まえ、こういう形で整理をさせていただいているということだけは念のため付言をさせていただきます。

以上です。

○森光座長 済みません。発言回数からいって、先に近藤委員のほうからお願いいたします。

○近藤委員 今回の中間取りまとめ（案）全体を通じて、全ての加工食品を対象とするということを前提に取りまとめを進めていただいたことで、これは非常に大きな一歩だろうと思います。そして、対象の原材料も重量割合第1位ということですが、これは実行可能性という点からも妥当と考えますが、現行の22食品群は50%以上ということを決められていることと比べれば、より一層、拡大をしているということでも非常に評価できる点ではないかと思えます。

その上で、例外的にということもございますけれども「可能性表示」や「大括り表示」を認めていくということで、これは全ての加工食品を対象とする場合、どうしても必要になってくることだろうと思います。ただし、これはなるべく例外が少なくなるような努力を、関係者がしていく必要があるのではないかと思います。

「可能性表示」のことについてですが、国別表示が原則であり、重量割合の順番が入れかわる可能性がある場合は「可能性表示」ということなのですけれども、前回の検討会の資料で示されていますが、生鮮食品に限ってでしたけれども、全体で51商品のうちの40品目が、どういう形であれ「可能性表示」にすれば原産国が国別に表示をされるということで、非常に対象が広がるという意味では効果が大きく非常に評価される点だと思っております。

ます。

「製造地表示」のことで、市川委員から生産者の立場からどういうふうにお考えかというお話がありました。これについては、今城局長からも補足がございましたが、この報告書の19ページの34行目「『〇〇製造』の表示に代えて、当該原料名とともにその産地を表示することができる」と書いてあります。田熊委員のお話もあるように、なるべく産地の表示がされるような努力がされていけばより一層、消費者にとっても重要な情報が伝えられる可能性が高まるのだらうと思います。この中間加工原材料の表示の件については、そういうように私は捉えております。

それから、国産の材料が使われているかどうかということについても、使用割合が非常に少ないものについては表示しないこともあり得るかもしれませんが、国産の材料がそれなりに使われている場合は、それがちゃんと消費者の方々に伝わるということから行きますと、生産者という立場から言えば、非常に重要な点ではないかと思えます。たまたま岩岡委員の提出資料にも、日本の農業を応援して国産品を選びたいというお話が書いてありますけれども、そういう思いを持っていらっしゃる消費者に国産であるという、国産材料が使われているということが伝わる面でも、今回の取りまとめの内容が非常に評価できる点ではないかと思えます。

最後に、市川委員の「不特定」ということでございますけれども、これは報告書の18ページの下のところ、これは市川委員もおっしゃられる、ルールを正しく理解すればということの問題だらうと思えますけれども「輸入又は国産」という表現は確かにわかりづらいのかもしれませんが、どちらかがあるいは両方が使われているということですので、それなりの情報が提供されていると思えます。また、先ほどの「可能性表示」との関連でいけば、例えば「国別重量順表示」の原則の、13ページの図6-1のポークソーセージの例で「豚肉（カナダ、アメリカ）」と書いてあります。それから「可能性表示」は15ページ一番上のところに「豚肉（カナダ又はアメリカ）」と書いてありますが、欄外に「※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順」と書いてあります。この欄外の情報もあわせて見れば、「可能性表示」の表記のほうが、欄外にこういうことだけの補足情報がされているということもあわせて考えれば、わかりやすく非常に重要な情報が提供されていると私は考えた次第でございます。

いずれにしても、今回、非常に大きな一歩を踏み出すことで、全ての加工食品を対象としていくことで取りまとめをしていただきました。この方向でぜひ今後も具体的な制度設計等について御配慮いただければと思います。

私からは以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

済みません。ここで時間が少し、途中なのですけれども、長屋委員が実は所用のために御退出になりますということで、今、武石委員から手が挙がりましたが、先に長屋委員から、もしこれに関する御意見、何か言い残されたようなことがございましたら、よろし



く御発言願います。

○長屋委員 申しわけございません。所用で出なければなりませんので。

私は、今回のこの検討会は、全ての加工食品を対象とするという非常に画期的な前提をいただいた。かつ、それは画期的であって、非常に難しい前提を置かれた検討会であったと思います。そういった意味で、関係する省庁の皆さん方がこの前提をクリアするために非常に御努力をいただき、また、委員の皆様方もそこに向けて本当に真剣な議論がされてきたことについて敬意を表する次第でございます。

今回、全ての加工食品を対象にするという一つの、いわば全体の地図をどう描いていくかということのものかと思っています。原則は国別表示であることを明確にした中で、例外の規定というものを、さまざまな誤認防止のための手だてを新しく御提案をいただき、どちらの表記でもいいという議論ではなくて、しっかりとその中ではめ込まれ、地図に描き込まれるというまとめが今回はされたのだと思っています。

そういった意味では、この例外を使ってもいいし、この例外を使ってもいいということではなくて、しっかりとその例外を使うときのルールというものを今後、運用面の中ではしっかりと厳格に定めていっていただく努力をさらに続けていただければと思っています。

私も今回お示しいただきました、この中間取りまとめ（案）につきましては、内容について賛同させていただくということでございますし、今後、また御議論の中で修正が出る場合には座長に御一任を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○森光座長 どうもありがとうございました。

では、議論のほうを続けさせていただきます。

武石委員、先に行かれますか。どうぞ。

○武石委員 全体的なことで申し上げますと、まず報告書の6ページで22行目に、要は全加工食品を対象にするといった位置づけがされております。これは富松委員もおっしゃったように、そもそも全てを対象にすることがアプリアリに決まること自体がかなり無理があるので、さまざまな例外措置がついて回ることはあるのかなということで、ここら辺の記述について、なぜ全ての加工食品をするのか。消費者ニーズとの関係はどうかといったことについて、明確に書くべきではないかなと提案したいと思います。

あわせて、12ページから新しい制度に入るわけですが、その前段までに、これまで5回まで、かなりヒアリングを消費者団体あるいは事業者を含めて緻密に行われてきました。そういった時点での論点整理が第5回目にたしか示されたと思っております。そこら辺を少し整理して新しい制度につなげないと、いきなり新しい制度設計だということではなかなか途中の、せつかくの検討会の道筋がよくわからないということです。そこら辺をもっと盛り込むべきではないかなと思っております。

特に第7回目で取りまとめられました、この「可能性表示」とか「大括り表示」とか中間加工地のメリット・デメリット。恐らく、ここが十分議論されていないために今回、こ

の終わりに近づいて、それぞれ「可能性表示」についてがいいとか「大括り表示」のほうが望ましいとか、いろんな意見が多分出てくるのだと思っています。それについて、きちんと「可能性表示」「大括り表示」、中間加工地の表示についてのメリット・デメリットをきちんともう一度確認して整理するべきではないかなということを申し上げたいと思います。

そうした検証を行えば、恐らく新しく14～20ページに掲げる例外措置というものは、消費者委員の市川さん、今日はお休みになっている岩岡さんがおっしゃっているように、あるいはチェーンストア協会さんがおっしゃったように、どうしても事業者としては不正確な情報を消費者の方に伝えるわけにはいかないのです、その正確な情報をどう伝えるかという意味で、今のこの例外措置の表記というものは課題が残るのではないかと。

事実、資料2で要望の取りまとめが行われておりますが、資料の7ページを見ますと、直近で消費者団体の方から次々と例外措置に対する反対の意向が示されております。これはやはり具体的にこういった案が示されると、消費者団体の方からは今のこの「大括り表示」がいいのか「可能性表示」がいいのかといった課題が示されているのではないかなと思っています。

また、全体を通して言うと、実行可能性という事業者の立場から言うと、中小事業者に対する議論というものが少し不足していたのではないかなとも思っております。中小事業者が実際、原料調達をする場合に、なかなか問屋から情報が入手しにくいであるとか、コストがかかるとか、そういった点の課題についても触れていただく必要がある。あるいは実務的に言いますと、例えば商品の表示スペースが今は実際に少ないですので、ポイント数なんかの工夫は必要ないのかとか、そういった面での検討も必要ではないかなと思っております。

そういったことを踏まえて、全体的にそういった点が十分に盛り込まれない限り、なかなかセンターとしてはこの全体の取りまとめに関して、中小事業者もカバーする立場からすると賛同しかねるとというのが基本スタンスでございます。なお、仮に今回の議論で打ち切りということになるとするのであれば、今、申したようなことについて記載していただくとともに、結論部分についてもそういった意見があったということはぜひ明記していただきたいと思っております。

また、パブリックコメントにつきましても、先ほど毛利委員からありましたように、今回のものにつきましては、各団体から要望が非常に多く出ております。そういった意味で、食品表示基準に至る前に、ぜひパブリックコメントで広く関係者の意見を求めていただきたいと思いますと思っております。

最後にもう一点だけ、市川さんが懸念されている「可能性表示」についての問題点ということで、前回か前々回、質問されたと思いますが、要は「可能性表示」の問題は国産を併用する場合に、それを「又は」でつなぐと、誤認だけではなくて優良誤認ということが生じてくるというのが非常に大きな課題ではないかなと思っております。

これは事実、この間、御紹介があったように、平成20年に冷凍ギョーザの件で事業者に対してそういった「又は」表示で国産をつないではいけないといった指導をされたという事実もございますし、現在のQ&Aでも、この間、市川さんが紹介したように、過去の実績を注書きした上でも、さらに国産の「又は」表示はだめだというふうに明確に禁止しております。

国の方針が変わるから、国の方針にのっとってやれば実際の課題は生じないということですが、やはりこういった誤認というものは消費者の視点で考えるべきであって、消費者が誤認するようなものは、その考え方が急に変わるということはありませんので、そういった点についての「可能性表示」についての課題はやはり根強いものがあるということを最後に申し上げたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

先にこちら、今の話に関連すると思いますので、事務局から少しだけ説明させていただきます。

○赤崎食品表示企画課長 たびたび申しわけありません。手短にお話しさせていただきます。

先ほど、優良誤認のお話が武石委員からもございました。この点につきまして、これまでも何度か、この場で御説明をさせていただいておるかと思いますが、改めて御説明をさせていただきます。

今回、この検討されております方向は、表示方法、認める条件、誤認防止の方法などをきちんとルール化した上で義務表示ということで考えております。これまでは任意ということで、企業側の自主的な判断で「可能性表示」を行っていたのに対して、新しい制度のもとでは義務として、一定のルールに従って表示をするということで、消費者の誤認を期待した恣意的な表示は行い得ず、その意味ではいわゆる優良誤認には当たらない。基本的にはそういう考え方に基づいて制度設計をしていくことを改めて御紹介をさせていただきます。

○森光座長 市川委員、お願いいたします。

○市川委員 関連して「可能性表示」につきましては、私は消費者の優良誤認を招くと限りなく思っております。先ほど島崎さんのほうから豆腐、納豆のお話が出ました。「可能性表示」が具体的に使われていて、何も問題はないというふうにお話をされました。確かに、豆腐、納豆についてはガイドラインの中で「又は」表示とかが認められておりますが、ただ、その記載を認めている理由について、大豆の品質面などで、その品質というものがポイントなのです。

北米地域、南米地域で生産される場合に限って「又は」という記載ができると書いてあるのです。例えばアメリカとカナダと中国の大豆を混合して、頻繁に切りかえて使用している場合は「アメリカ又はカナダ又は中国」という記載は認められないのです。それはガイドラインの中にきちんと書いてあるのです。つまり、大豆の品質面などで大きな差が認

められないから「可能性表示」が認められたというふうに理解をすることができると思うのです。

逆に言うと、消費者というのは品質面で大きな差を感じないから「又は」表示の「可能性表示」であっても特に不満が出なかったのではないかとも思えます。豆腐、納豆では消費者が「可能性表示」を受け入れてくれたと判断して、他の食品の原材料についても「可能性表示」を受け入れてくれるはずと思うのは、私は安直ではないかと危惧します。優良誤認と判断するのは消費者であって、その表示が、先ほどの赤崎さんのお話ですけれども、義務なのか、任意なのかは関係ないと思います。

以上です。

○森光座長 それについては、手短にお願いします。

○赤崎食品表示企画課長 手短に御紹介させていただきます。

前日も申したかもしれませんが、今、この場で御検討いただいておりますのは、消費者への情報提供の拡充。まさに表示というのは、消費者が食品を選ぶ際の重要な情報でございます。それをいかに開示して、消費者に的確に選んでいただけるか。そういう目的から新たなルールを考えていただいていると承知しています。

まず1つはそれがあるということで、そういう枠組みの中で、我々が今、考えておりますのは、いろんな誤認防止策を講ずる。それと合わせ技で御検討いただいておりますので、事業者の主体的な判断で行うのではなくて、定められた表示ルールに基づき可能性を行うという意味では、検討のベースというのはその限りでは変わっていると思います。

あと、先ほど島崎室長が「又は」表示に言及されたのは、今、現実には「又は」という表示が認められておる。そういうところに力点を置いての説明であると私は理解しております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。よろしいですか。

簡潔にお願いします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 済みません。この議論は、委員の方々の中にも、この「可能性表示」がとてもいいのではないかという議論と、いや、そうでもないという議論が何度やってもどうも平行線をたどっている状況で、交わらないなと私は感じております。豆腐、納豆のことにはJAS法というものが基本にあって、そこから品質という言葉が出てきています。食品表示法の中では品質という枠は外れている状況にあります。新たに制度を決めるときはちゃんと制度そのものをきちっと示した上でこの表示を示すことになり、いわゆる関係がきちっとしている状態を伝えるということであるかと思えます。したがって、恐らく何度やっても同じかもしれませんが「可能性表示」は非常に有用だという声と、そうでないのではないかという声はずっとあるのだろうなと思えます。

それから、中小企業に配慮しろという武石さんの先ほどの話がありましたけれども、こ

れまでも武石委員からも何度もそういう話があって、ヒアリングでも中小企業の方を呼んで話をしてもらいましたし、我々が事業者を回りますと言ったときも中小企業を回ってくださいというお話があったので、非常にそこは心がけて中小企業を回ってお話を伺って、今回の報告書をつくっている。調査結果もその上で出しているというふうに我々は考えております。したがって、今回御提案しているものは中小企業に配慮していないものではないと確信を持っております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 岩岡委員がいらっしゃらないときにコメントしてはいけないのかもしれませんが、市川委員が御提案されているものと共通して心配な点がありますので、コメントさせていただきます。

今、赤崎課長のほうから情報開示という話がありましたが、今回、消費者にはどこでつくられたのかを知りたいというニーズがある。それが大きい。だから、検討しましょうということだと思っております。そうしたときに、岩岡委員の案の中に、2つの条件で原産国の表示が行えない場合には原産国の表示は行えない。つまり、表示しないとおっしゃっています。

そして、市川委員は新しい提案として「原産地不特定」ということを御提案されています。「不特定」ということは、特定できませんという情報を開示していることになると思いますが、どこでつくられたか知りたいという状況に対して、ニーズに対して、特定できません、わかりませんと言っているのと同じであって、不安をあおる。それは消費者にとって好ましくないことではないか。

先ほど、企業の対応として不誠実とか誠実ではないとかという話もありましたが、私も無責任な表示になってしまうので企業側はできないだろうなと思っています。一方の消費者はそれで納得するのかというと、不安をあおるだけで、何の情報価値も見出せなくて、問題なのではないか。

岩岡委員がおっしゃっているのは、正確性を担保するために表示しないということ。でも、市場の中で表示しているものもあるわけで、では、何で表示していないものがあるのか。消費者から見ると、隠しているのではないかと、疑いの目を向けられる可能性があるのではないか。

やはり情報提供しない、あるいは「不特定」ということでは消費者のニーズに応えていないと思えて、今、皆さんが目指している、消費者に対して情報を提供する。この目的をもう一度再確認したい。このように思った次第です。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

済みません。先に齊藤委員から行きます。お願いします。

○齊藤委員 今、竹内委員からお話があったのを私は全面的に賛同いたします。情報がなくてもいい、表示しなくてもいいというのであれば、表示しなくてもいいルールというものを周知しなければ、消費者にとってはわかりにくいことになります。今後、今の新しい方法で進んだとした場合に、原則も含めて5つの表示のパターンがあるわけです。これは店頭に行くと、同じ商品が、メーカーによって原則表示であったり、例外1であったり2であったりすることはあります。消費者から見ると、これは一体何だと、非常に戸惑いを持って見られることが当然だと思います。

では、今の表示がなければ安心かという、これは全く話としては逆なのであって、新しい情報を提供したことによる新しい戸惑いを持つということは当然の話であります。高齢者であろうが誰であろうが、この新しい表示を見たときに気づくわけです。国別で書いているものもあれば「輸入」としか書いていないものもある。この違いは何だということに新しいルールを学ぶという必要性が出てくるわけです。しかし、この啓発には相当の時間がかかるということも想定しておかなければいけない。先ほど事務局から賞味期限・消費期限の例が出されたように、それ以上にこれは時間がかかるだろうと思います。

新しいルールを学ぶことによって新たな選択肢がふえる。従来は情報がないわけですから、選択の幅が非常に小さかった。それが、選択の幅がふえる。今まで、このメーカーのものは国産だと思って買っていた、または、値段の違いはこういうことかという、それぞれの表示情報の持つ価値というものを消費者が見出す。つまり、それは新たな選択肢を持ち、合理的な選択につながるということが、これは大きなメリットであります。

したがって、商品が今、店頭に並んだら、「消費者が理解できないのではないか」というのは当たり前であります。始めたときには多くの人たちに、どんなにPRしても理解が行き渡るのには時間がかかるわけでありまして。そのことにためらいを持って、この制度の導入をしないというのは、後ろ向きの議論になります。前を向いていこうということにこの委員会はあったと思います。ぜひ前を向いた議論の中で、しかし、これは制度を運用した中でいろんな宿題がまた新たに発生する可能性はあると思いますから、それは次の段階でそれを一つ一つクリアしていく必要があります。

私は以前に提案したことがあるのですが、表示には「大括り表示」とか「可能性表示」という言葉が出るわけではないですから、消費者にとって、見てわかりにくい。そうすると、例えばAだとかBだとかという、Aというのはこういうルールなのだ、Bというのはこういうルールなのだというのは、何か工夫によってわかりやすさを担保していくというのは法律上の問題なのか、メーカーの問題なのか、わかりませんが、そういう工夫が今後はあっていいのではないかと思いますし、ぜひ、それなりの工夫は御検討いただければありがたいと思います。

○森光座長 多分、永田委員、重ねて関連事項だと思いますので、よろしく願いいたします。

○永田委員 私は、消費生活相談員として実際に消費者からの相談を受ける立場で仕事をしています。今回のこの検討会に参加して、この表示にしたら誤認をするかもしれないという話がずっと出ているのですけれども、私の感覚としては、表示の誤認ということでは、現在、加工食品に原料原産地が表示されていないことが消費者の誤認を招いているように感じます。

例えば、特にしょうゆとかみそとかおそばとか、伝統的な食品には多いのですけれども、消費者はそういう伝統的な食品が国内で生産されていれば、その主な原材料は当然、国産だと思い込んでいる方が多くて、しかし、実は違ったというところで苦情が上がってきていることが非常に多いわけなのです。

それで、今後、全ての加工食品の原材料に原料原産地名が表示されることになると、それを見て消費者は、どこの国からの原材料を使用したものかを確認して、納得して、食品を購入することができます。ですから、この表示というのは消費者にとって必要な表示であって、消費者に対して利益をもたらすものと思っています。ぜひ適切な誤認防止策を定めて実行していただきたい表示だと思っています。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

市川さん、どうぞ。

○市川委員 私が出した「不特定」というところが大変御理解をいただけていないというのは残念ではようがないのですが、先ほども言いましたように、消費者にとってわかりやすく判断しやすく使いやすい表示にするために、やむにやまれずに選んだのがこの「不特定」という表示であって、最初から書かなくていいのだとか、わからないとどんどん書いていけばいいのだとか、そういう趣旨ではないのです。全加工食品の義務化と事業者の実行可能性、中小零細のところを本当に配慮すると、どこかでそういう逃げ道というのは変ですね、楽に対応できるようなところをつくってあげないと、やはりどこかでしわ寄せがくるでしょう。もちろん、消費者と事業者の情報のバランスはとらないといけないとは思いますが、そのこのところがうまく伝わっていないのが本当に残念です。私の今回のこの資料についてはテーブル内しか配付されておりませんので、できればウェブ上にもぜひ当日資料として掲載していただきたいと思います。

加えて、もう一点だけよろしいでしょうか。

○森光座長 どうぞ。

○市川委員 済みません。ちょっと話題が変わるのですが、23ページの「(5) 現行の表示方法」について、5行目に「レベルを下げないようにする観点から、そのまま維持することが適当である」と書いてあるのですが、果たしてその新しい表示制度が、もし、このまま重量順第1位とか国別表示に行くとかというところで動いていくとすると、今まで既に動いているものについても、実は条件を合わせていくほうがいいと思っています。

例えば、なぜかという、今の22食品群については50%ルールというものがありますね。

その50%ルールもこれに合わせて、撤廃して合わせていくとかというほうがレベルについては同じぐらいになっていくのではないかと思いました。

○森光座長 この件は、赤崎さん、お願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 ただいまの市川委員からの、23ページの5行目の点でございますが、レベルを下げないよということに関連して、50%要件を見直すべき。こういう御意見だと思っておりますけれども、新しいルールでは表示義務の対象原材料を重量順位上位1位とすることを考えています。そうしますと、今の50%を超えるものが対象となっておりますが、それが自動的に重量順位上位1位になると思っております。

その意味では、ここで書いておりますのはレベル、表示の水準を下げないということで、個々の要件につきましては50%超ルールが残るというのではなくて、全体の中で、制度全体を考える中で今の表示水準を下げない。そういう形で要件を考えていくということでございます。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。富松委員、お願いいたします。

○富松委員 中身について、少し個別に意見を申し上げます。

まず、一番申し上げたいのは、23ページの(7)の「ア 経過措置」です。「十分な経過措置期間をおくことが適当である」という言葉が使われております。全ての加工食品を対象に表示を見直さねばならぬ。それこそ新法、食品表示法が入るのと同じぐらいの大きなインパクトがあります。しかも、原料の情報は集めるのも容易ではなく、しかも先ほど齊藤さんからもありましたように、消費者の啓発がないと、入れてもなかなか定着しないという中で、経過措置を少し長くっていただきたい。前回の食品表示法が入ったときには5年間っていただきました。同様に長くっていただくことを要望いたします。

しかしながら、現行法が2020年までの経過措置になっています。そうすると、ダブルで2回、表示を変えなくてはいけない。これは事業者としてはコストがかかり、非常に苦しくなります。したがって、現行法の猶予期間とあわせて延ばしていただきたいというのが私の要望です。

それから、同じ23ページのおにぎりの件です。おにぎりののりに、多分、おにぎりの個別的義務表示がつくられて、これに基づいて表示されると思います。私どもはこれに反対するものではありません。やればよいと思います。しかしながら、この検討会の成果として書くのはおかしいと思います。これは本来、事業団体が検討し提案して、その提案を受けて消費者委員会が判断する話ではないかと思えます。

我々、検討会のアウトプットとすると、例えばこういう検討会にどこかの団体が出てきて、こういうものをやってほしいと言って、それが通ると、そこの業界に対する新しい個別的義務表示がここでつくられてしまう。これは制度的におかしいと思います。したがって、この内容に反対するものではありませんが、我々のアウトプットとして整理するのは



おかしいのではないかなと思っております。

それから「可能性表示」のところですが、15ページの「可能性表示」のところの説明で、先ほど船田課長補佐は、前回と全く同じ内容ですという説明をされました。そのとおり、前回と全く同じ内容です。でも、前々回に書いてあったことと若干違います。前々回はこういう言葉が入ってありました。「可能性表示」に対して、「ただし、表示されている国全ての原材料が使用されているとは限らない。例えば表示された国のうち、1カ国のみが使用されている場合もある。」。消費者の皆様を誤認を招かないように、この言葉は入れていただきたいと思います。

続きまして、国際整合性のところでまた1つお願いがあります。11ページですけれども、この文面だけ読みますと、「韓国で原則全ての加工食品に原料原産地表示が義務づけられている。・・・こういう諸外国の情勢を踏まえて検討したものである。」という言葉で締められていますが、この議論をしたときに、余りの違反率の高さを考えますと、この制度が果たして正しいのだろうかと思いました。ただ、この制度が韓国に入っていることによって、国際整合性というか、WTOからは多分、反対はされないだろうということは事実ですが、我々はこれをベンチマークとして制度を設計するわけではございません。この表現は気をつけていただきたい。なぜならば、あの制度をそのまま入れられても、とてもではないけれども、我々、事業者は対応できません。

ほかにも細かいところとしては、表示の仕方に相当工夫が要るようなところがあります。例えばしょうゆと書けば必ずアレルギー表示で小麦とか大豆とかが書かれますが、このしょうゆが例えば「製造地表示」を伴うことになったとして、その後にアレルギーが入る場合とか、例えば同じように複合原材料が中間加工品としての製造地表示が必要になった場合とか、または逆に複数の野菜を「野菜（キャベツ、ニンジン、・・・）」というようにまとめ表示を行ったものに対して原産地表示を行う場合とか、実はこういった複雑な表示がたくさんあります。また、少量のものはパーセントを書かせろという話がありましたが、あれは特色ある原材料表示と同じ表示になりますし、少ないものをカットしろということになったら、中国産の表示をカットするということが起こります。制度設計のときには慎重に、今の制度に齟齬がないように検討していただいて、制度設計していただかないと、これを表示する事業者が混乱しますので、言い方は失礼ですけれども、ちゃんと表示の研究をして進めていただきたいと思っております。

以上です。

○森光座長 富松先生からまた宿題が出たのをちゃんと肝に銘じて、いつもありがとうございます。

市川委員、お願いいたします。

○市川委員 この中間取りまとめ（案）に対するパブリックコメントを求めていただきたいと思っております。その点についてはお返事をいただけるのでしょうか。

○森光座長 それでは、消費者庁のほうからお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 パブリックコメントにつきましては、これは前回も御説明したかと思いますが、この後、この方向で進むとなりましたら、食品表示基準という内閣府令の改正ということになります。その際には、これは具体的なルールとしていろいろな要件を定めることになります。したがって、事業者の方々、あと、その表示を見て買われる消費者の方々、当然、日々の業務なり購買に影響が出てきますので、そういう次元のルールとなりましたら、我々、きちんとパブリックコメントをかけて、先ほど富松委員からもいろいろな個別具体の御要望がありますが、そういったものを広く世の中にさらして、御意見を伺って、前へ進んでいく。こういうプロセスになると思っています。

今回のこの検討会におけます皆様方の御議論につきましては、大きな方向性を定めるものだと思っています。これにつきましては、まず皆様方のほうで一定の方向づけがなされた後に、その後の具体的な、日々の事業なり購買行動に影響する、そういうルールの次元で改めてしっかりと広く御意見を伺って、制度として前に進むようにやっていきたいと思っています。

○森光座長 今城局長のほうから補足です。

○今城農林水産省消費・安全局長 最後、富松委員から具体的な御要請をいただきました。経過措置の話は非常に重要だと思っていますので、受けとめさせていただいて、検討してまいりたいと思います。

「可能性表示」のところの表現の話は、まさにおっしゃるとおりでございます。「A又はB」と書いたときには、それで4種類表現していることになっている。要するに、Aのみの時期もあるし、Bのみの時期もあるかもしれないということはそのとおり、別に事実でございますので、ちゃんと対応してまいりたいと思います。

それから、国際整合性のところの、これも表現ぶりだと思いますけれども、別にお隣の国の制度をそのまま持ってこようというわけでは全くないので、ここで議論させていただいたような方向という意味で、たまたま原料原産地という制度をとっている国があるという表現だということで、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

あと、ちょっとここだけはというもので、おにぎりのりのお話でございます。おっしゃることも非常によく理解できるのですけれども、ただ、この場で議論したことは間違いないのです。表現ぶりかもしれませんが、ほかの統一的な制度のところとは確かに違うディメンジョンだというのは非常に、おっしゃることはよくわかるのですが、ここで議論していないと言われるとそうではないので。

○富松委員 その答申に入れるということでしょうか。

○今城農林水産省消費・安全局長 いや、答申というか、表現ぶりだと思うのですけれども、そこはよく調整させていただければと思います。

それから、1つだけ、ちょっと済みません。先ほど来、市川委員のお話ばかりして大変恐縮です。いろいろ考えていただいて、本当に頭の下がる思いなのですけれども、ただ、少し私どもの理解が進まないのは、今は原産国を書いていないわけです。今は書いていな

くて、それに対して、例えば可能性表示とか輸入とかを書くことがどうでしょうかという、私どもは御提案をさせていただいているのですけれども、例えば「A又はB」と書いてあるとします。国が、今、世界で幾つあるのかよくわかりませんが、二百何カ国のうち2つの国の可能性があるという情報提供があるのです。それが、輸入の表示のほうがいいとなると、二百何カ国の可能性があることになるのですけれども、そのほうがいいというのがどうしても理解できないところでございます。

それから、先ほどの「不特定」。これも同じで「不特定」と「輸入」だったら「輸入」のほうが少なくとも国産はないということが特定できているわけです。そういうことではないかなというふうに、制度を考えていく立場から申し上げると思う次第でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

また仕切りが悪くて、時間がかかなりオーバーしていますが、このほか。

櫛委員、よろしくお願ひします。

○櫛委員 本当に、この中間取りまとめはうまくまとめられているなどは思うのですが、さっき武石委員からもありましたけれども、私たちの意見も含めていろんな意見があったということ盛り込んでいただきたいということが1点。

それと、さっきも言いましたけれども、チェーンストア協会としては、やはり本当に消費者の人がこの案をどういうふうに考えるのかというのが早い段階で確認いただきたい。さっき非常に難しいということはお聞きしてわかるのですが、パブリックコメントのところで広い意見をとってもらうのをどうぞよろしくお願ひします。

○森光座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 先ほど市川に特定してコメントをいただきまして、ありがとうございます。

「可能性表示」について、例えば、もうこれはトラウマになっている日本の消費者の人たちをやはりわかってくださいと言うしかないのです。具体的に言うと、中国という国のものをなるべく避けたいという、頭の中のトラウマのようなところがあって、「A又はB」がヨーロッパの国とかだったら多分オーケーなのです。でも、何とかと中国とかという話になったときに、どういう事態が起こるのかというのを考えると、やはりこれは優良誤認につながる可能性が高いと思わざるを得ないのです。そういう消費者の気持ちになって、立場になって思って書いたのが今回の私の代案だということをおわかっていただければありがたいです。

○森光座長 ありがとうございます。

そろそろ長い時間、本当に本日もありがとうございます。各論点はもちろん、収束していないという御意見と、おおむねこれで大変よろしいという御意見と、推進すべきだという御意見が多々出ました。武石委員はいつも意見の中では産業のことを考えてくださって、逆に言うと私よりもすばらしいサマライズをされていて、5回目、7回目のこととか、あ

るいは我々も委員として、これまで議論を重ねてきた気しております。それで、大変だということも、ただ、その一方で、やはり消費者が求める情報のため一歩踏み出したいというところへ進んできたのが実情でございます。

そういったところも加味しまして、ぜひもう一度、この最終的な取りまとめについては私のほうへ持ってこさせていいただいて、こういう御意見があったことを何かの形でぜひ書かせていただく。田熊委員とか富松委員のほうからはポジティブな、こういったところに注意しろ、またはこういうことをするともっと拡大するという御意見を反映する形で進めていければとても座長としてはありがたい話しております。

こういったことを全て踏まえまして、本日、長屋委員は途中で退席でしたが、本報告案に賛成という御意見をいただきました。岩岡委員からは、この机上配付、皆さんに配付されています資料のような御意見も来ております。こういったことも踏まえまして、全てのことを最終的に取りまとめなければなりません。

そこで、本報告書の取り扱いについてですが、最終的には、申しわけありませんが、私にお任せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○市川委員 反対意見があったというのはきちんと書き込んでいただけるのでしょうか。

○森光座長 反対意見があったというのを明記するというのは「5 おわりに」というところがございます。そういった意味で、そういった意見があつて、ただ、申しわけありませんが、これは取りまとめですので、そういった検討をした上でこの案に収束したという形の表記でよろしいでしょうか。

○市川委員 できれば「可能性表示」、それから「製造地表示」とか、具体的なところで、やはり両論出たというところは、後で報告書を見たときに、すんなりみんながはいはいと言って取りまとめた内容ではないということはきちんと伝わるように書き込んでいただきたいと思います。

○森光座長 わかりました。特に多分、題材にされていた「可能性表示」と「製造地表示」というところについては、これは取りまとめですので「5 おわりに」のところで、私のほうで工夫させていただきます。そういった意見が出て、こういう形で、ただ、取りまとめ（案）ですので、変な話ですけれども、最後まで誰々委員と誰々委員がなどという形にはとても書けるのは本来おかしな話で、そういうわけではないですね。

○市川委員 いや、委員の名前は公開しなくていいのです。

○森光座長 でも、この報告書の中でということですね。意見があったということですね。

○市川委員 それぞれのパーツのところからです。取りまとめのところで「5 おわりに」ではなくて。

○森光座長 それは十分承知して、加えさせていただきます。各論の中に加えてほしいということですね。

○市川委員 はい。そうです。

○森光座長 わかりました。そういうことも工夫させていただきます。

○市川委員 ありがとうございます。

○森光座長 ありがとうございます。

そういうことで、皆様、長い間になりましたけれども、私のほうで、市川委員もこれによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、異議なしという形の声もいただきましたし、もちろん、全部ではないとは思いますが、中間取りまとめ（案）の作成にとりまして、最終的に今の注意事項を、諸先輩方の御意見を引き継ぎまして、私のほうに一任いただいたということで取りまとめさせていただきます。

最後になりましたが、私としましては、この座長を務めさせていただきますして、当初スタートのときに風林火山と申し上げ、この最終段階は「山のごとし」ですと言っておくればよかったのですが、いろんな方々から大切な意見をいただきました。私は教鞭をとる立場で学生たち、時に小学校から幼稚園の授業に行くような段階で、こういう表示ができることがもしかすると「日本の原料原産地がどういうふうになっているのか」を知る機会。まさに齊藤委員が言っておられたように、見ることの刺激が実はお年寄りとかとは関係なく若い方も、オーストラリアと違って、我々はなぜ、国名だけでいけないのかということがきっとわかるわけであり、そういったところで実は日本の産業の方や、まさに原料をつくられている生産者の方々が頑張っている姿がわかってくればとても将来につながるのではないかと。そのためのぜひ一歩に、大変な苦勞を強いるところが多々、産業界、その他、まさにチェーンストア系の皆様が矢面に立つだろうことは十分に理解しております。その中で一歩でも二歩でも進めていくことができたことは、座長としてはとても感謝する次第です。どうもありがとうございました。

それでは、これまで取りまとめて、よりよい制度になりますように、最終案は皆さんのほうへ必ず確認していただいた形で決めさせていただきます。

議事次第の「3 その他」につきまして、特に御意見・御質問がないようでしたら、これは省略させていただきます。

では最後に、消費者庁、農水省から御発言があればお願いします。

川口次長、お願いいたします。

○川口次長 森光座長を初めといたしまして、委員の皆様方にはこれまで10回にわたって大変非常に熱心な御審議をいただきまして、ここに改めて感謝を申し上げたいと思います。

本検討会でございますが、消費者、生産者、製造事業者、学識経験者と、さまざまな立場の方々に大変、今日も含めまして、さまざまな観点から御意見、真摯な御議論をいただきました。その上で原料原産地表示の拡大に向けて大きく踏み出す御議論をいただいたと思います。改めて感謝を申し上げます。

消費者庁におきましては、この中間取りまとめ、座長がこれから皆様の御意見を入れて

御修正いただくということでございますが、その中間取りまとめを踏まえまして、さらに検討を深めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これからもぜひ御支援・御指導を賜れば幸いです。

どうもありがとうございました。

○森光座長 続きまして、今城局長、お願いいたします。

○今城農林水産省消費・安全局長 農林水産省でございます。

本日も本当に御熱心な、真摯な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日いただきました御意見、我々、これから具体化を進めていく上で非常に貴重な御意見、大切な御意見をいただいております。また、消費者の皆さんとこれから常々接していく上で、この表示制度の大切さ。こういうことを思い知らされておるわけでございますけれども、しっかりと情報発信、それから、制度の具体化に当たっての細心の気遣いというか、今日いただいた誤認を与えないことですか、そういうことに意を用いまして、しっかりとした制度にしていければと考えております。

繰り返しになりますが、本当に今までありがとうございました。

○森光座長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事は終了いたしました。事務局のほうから何か御連絡事項はございますでしょうか。

○赤崎食品表示企画課長 委員の皆様にあつては、どうもお疲れさまでございました。

取りまとめの（案）につきましては、先ほどのとおり、座長の御指示を受けて修正の上、後ほど御連絡をさせていただきます。

なお、本日、机の上に置かせていただいております、これまでの検討会資料のファイルのつづりと要望書のファイルのつづりにつきましては、そのままどうかよろしく願いいたします。

○森光座長 それでは、この検討会を閉会させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。